

第 2 編 災害予防計画

目次

第1章 災害応急対策に係る備えの充実	33
第1節 組織体制の整備	33
第1 市の防災組織体制	33
第2 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災組織体制	33
第2節 研修、訓練	34
第1 研修	34
第2 防災訓練	34
第3 防災知識・行動の周知徹底	36
第3節 広域防災体制の確立	37
第4節 災害対策拠点の整備・運用	39
第5節 情報収集・伝達体制の強化	41
第1 防災行政無線の整備・運用	41
第2 フェニックス防災システムの運用	41
第3 災害時非常通信体制の充実強化	41
第4 情報収集・伝達体制の強化	41
第6節 防災拠点の整備	43
第1 地域防災拠点の整備	43
第2 物資集積拠点の整備	43
第3 地区防災拠点の整備	44
第4 広域防災拠点、広域輸送拠点との連携	45
第7節 防災資機材の整備	46
第1 自主防災会の資機材	46
第2 救出資機材の整備	46
第3 水防倉庫・資機材の整備	46
第8節 備蓄体制等の整備	47
第1 基本方針	47
第2 食料	47
第3 生活必需物資	48
第4 応急給水	49
第5 衛生物資	50
第9節 火災予防対策の推進	51
第1 出火防止・初期消火体制の整備	51
第2 消防力の強化	52
第10節 大規模火災時の避難対策の充実	54
第1 広域避難地	54
第2 避難路	54
第3 広域避難地及び避難路の整備	54
第4 避難経路の確保と避難誘導方法の確立及び周知	54

第1 1 節 災害救急医療システムの整備	56
第1 災害拠点病院等の整備 -----	56
第2 医薬品等の確保 -----	56
第3 市民に対する啓発 -----	56
第4 災害医療体制等の整備 -----	56
第1 2 節 緊急輸送体制の整備	57
第1 緊急輸送路ネットワークの設定 -----	57
第2 緊急交通路の確保 -----	57
第3 ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用 -----	57
第1 3 節 避難対策の充実	58
第1 避難所の指定 -----	58
第2 避難所管理運営体制の整備 -----	58
第3 避難誘導體制の確立 -----	58
第4 避難所運営組織の育成 -----	59
第5 避難所開設・運営マニュアルの作成、訓練 -----	59
第6 避難所施設、設備の整備 -----	59
第7 指定緊急避難場所の指定 -----	59
第8 広域避難・広域一時滞在 -----	60
第9 福祉避難所の整備 -----	60
第10 感染症に対応した適切な避難対策 -----	60
第1 4 節 住宅対策の充実	62
第1 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）への加入促進 -----	62
第2 被災建築物応急危険度判定制度の整備 -----	62
第3 被災宅地危険度判定制度の整備 -----	62
第4 家屋被害認定士の育成 -----	63
第1 5 節 災害時要援護者（避難行動要支援者）支援対策の強化	64
第1 健康・医療・福祉の連携 -----	64
第2 災害時要援護者（避難行動要支援者）の避難支援体制の確立 -----	64
第3 災害時要援護者（避難行動要支援者）への啓発 -----	66
第4 社会福祉施設等の整備 -----	66
第5 要配慮者施設への災害対策の実施 -----	67
第1 6 節 災害廃棄物処理体制の整備	70
第1 7 節 災害ボランティア活動の支援体制の整備	71
第1 災害ボランティア活動支援マニュアルの作成 -----	71
第2 受入体制の整備 -----	71
第3 災害ボランティア活動の環境整備 -----	71
第4 県災害救援専門ボランティアの活用 -----	72
第1 8 節 水害対策の充実	73
第1 水防訓練の充実 -----	73
第2 浸水想定区域、避難情報等の周知 -----	73

第3	浸水想定区域における避難確保措置	73
第4	地下空間避難確保計画の作成指導等	73
第5	河川の改修事業の促進	73
第6	内水対策	74
第7	平成16(2004)年台風23号災害の教訓と継承	74
第19節	土砂災害対策の充実	75
第1	警戒・避難体制の整備等	75
第2	土砂災害による被害の軽減	75
第3	土砂災害警戒区域における避難確保措置	75
第4	土砂災害防止工事の促進	76
第20節	重要施設の防災対策	77
第1	内容	77
第2章	市民参加による地域防災力の向上	78
第1節	防災に関する学習等の充実	78
第1	市民に対する防災思想の普及	78
第2	市民に対する防災知識の普及	78
第3	市及び防災関係機関の職員が習熟すべき事項	79
第4	市の実施する研修等	80
第5	防災上重要な施設の職員等に対する教育	80
第6	学校における防災教育	80
第7	事業所における防災教育	81
第2節	自主防災会の育成	83
第1	方針	83
第2	自主防災会の編成基準	83
第3	活動	83
第4	育成強化対策	85
第3節	児童生徒の安全確保対策	86
第1	通学路等の設定	86
第2	登下校の安全指導	86
第4節	企業等の自衛消防組織と地域防災活動への参画促進	87
第1	企業の平常時対策	87
第2	災害時に企業が果たす役割	87
第3	事業所の自衛消防組織	87
第3章	地域防災基盤の整備	89
第1節	防災基盤・施設等の整備	89
第1	防災基盤整備事業計画	89
第2	公共施設等耐震化事業計画	89
第3	地震防災緊急事業五箇年計画	90
第2節	都市の防災構造の強化	91
第1	市街地の防災対策	91

第2 避難地・避難路の整備	91
第3 都市整備の推進	91
第4 街路樹、公園樹木の予防対策	91
第5 その他の施設の整備	92
第3節 水害防止施設等の整備	93
第1 河川、排水路の改修等に関する治水事業の促進	93
第2 ため池施設の整備	93
第3 ため池災害の普及啓発	93
第4節 建築物等の耐震性の確保	94
第1 計画的かつ総合的な耐震化の推進	94
第2 一般建築物耐震化の促進	94
第3 公共施設等の耐震化	94
第4 落下等の防止対策	95
第5節 地盤災害の防止施設等の整備	96
第1 砂防・地すべり・急傾斜地崩壊対策設備の整備	96
第2 治山施設・土地改良施設の整備	96
第3 宅地造成等の規制	96
第4 災害危険区域対策の実施	96
第6節 交通関係施設の整備	98
第1 道路施設の整備	98
第2 臨時ヘリポートの整備	98
第7節 ライフライン関係施設の整備	99
第1 電力施設の整備等（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）	99
第2 ガス施設の整備等（伊丹産業株式会社 西脇都市ガス事業所・保安センター東播有限会社）	101
第3 鉄道施設の整備等（西日本旅客鉄道株式会社 加古川管理駅）	102
第4 通信施設の整備等（NTT 西日本株式会社 兵庫支店）	102
第5 水道施設の整備等	103
第6 下水道施設の整備等	105
第7 農林・畜産の予防対策	106
第4章 その他の災害予防対策	107
第1節 危険物等事故予防対策	107
第1 危険物の保安対策の実施	107
第2 高圧ガスの保安対策の実施	108
第3 毒物・劇物の保安対策の実施	109
第2節 大規模事故災害予防対策の充実	111
第1 交通の安全確保	111
第2 災害応急活動体制の整備	111
第3 捜索・救急・救助・医療及び消火活動への備え	112
第4 緊急輸送活動等への備え	113

第5 雑踏事故の予防 -----	114
第3節 原子力等事故災害予防対策の充実.....	116
第1 救援・救護活動体制の整備 -----	116
第2 防災関係機関等との連携体制の整備-----	116
第3 原子力災害等に関する学習等の充実-----	116

第1章 災害応急対策に係る備えの充実

第1節 組織体制の整備

担当	市	くらし安心部
	関係機関	各機関
	関係団体	

第1 市の防災組織体制

市（くらし安心部）は、市域における防災対策の推進のため、平常時から、防災会議をはじめ、市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制など防災に係る組織体制の整備、充実に努める。

1 災害対策要員の確保

防災を広くマネジメントできる職員を養成することが必要であることから、研修の充実を図る。

2 即応体制の確保

地震等突発的な災害において市の初動体制を確保するため、防災担当部署の職員配置に配慮する。

3 連絡手段の確保

職員は、にしわき防災ネットにより防災情報を取得できるよう常時携帯電話を所持する。

4 行政防災力の強化

防災力の強化を行うために防災全般について対策を協議する防災対策会議を開催するとともに、それらの検討結果に基づき、必要に応じ地域防災計画の見直しを行う。

5 その他

市（くらし安心部）は、関係部局連携の下、審議会等を通じて有識者等の意見を参照し、防災・減災目標を設定するように努める。

第2 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災組織体制

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、それぞれ、平常時から、防災に係る組織体制の整備、充実に努める。

第2節 研修、訓練

担当	市	くらし安心部、総務部、各部
	関係機関	北はりま消防本部、各機関
	関係団体	消防団、自主防災会、市民、事業所

第1 研修

市（くらし安心部、総務部）は、学識経験者等を講師とした防災研修会を開催するほか、防災に関する講習会・シンポジウム等への職員の積極的な参加や応急手当講習の実施などにより、職員の防災意識や防災対応力の向上に努める。

(1) 研修会

学識経験者、関係機関の専門職員等を講師として招き、災害の原因、対策等の科学的、専門的知識の高揚を図る。また、県、人と防災未来センター等が開催する研修に職員を派遣し、リーダーを養成する。

(2) 検討会

防災訓練と併せて検討会（反省会）を開催し、災害時における業務分担等についての自覚と認識を深める。

(3) 見学及び現地調査

防災関係施設、防災関係研究機関等の見学及び危険地域等の現地調査を行い、現況の把握と対策の検討を行う。

第2 防災訓練

1 総合防災訓練

市（くらし安心部）は、防災関係機関と相互に連携し、自治会、自主防災会、市民が参加する実践的な総合防災訓練を実施する。

なお、実施時期、実施場所、想定災害、訓練内容等については、効果的な訓練方法を研究し、参加機関等と協議して決定する。

(1) 災害対策本部設置運営訓練

職員の非常参集、被害状況の収集・伝達、災害想定に応じた応急対策の検討、応援職員の受入調整等災害対策本部の設置運営に係る訓練を実施し、その結果を検証してマニュアルや初動体制等の見直しに活用する。

(2) 会場展示型訓練

空き地等を活用して、人命救助、医療救護、消火、避難、物資輸送、応急復旧等防災関係機関が相互に連携した訓練を実施する。

(3) 市街地活用型訓練

市街地における災害発生を想定して、実際の建物等を活用した人命救助、避難、救護・搬送等の訓練を実施する。

(4) 広域連携訓練

防災拠点、災害拠点病院等を活用し、物資の集積・配送、救援部隊・要員の駐屯・搬送、被災者緊急搬送等被災地への支援対策に係る訓練を実施する。

(5) 地域総ぐるみ訓練

地域防災力の向上を図るため、自治会、自主防災会、市民、学校、PTA、事業所等が連携して避難、初期消火、避難所開設等の訓練を実施する。なお、公立小学校・中学校・高校の児童・生徒等の参加も求め、若年層の防災意識の高揚に努める。

2 個別防災訓練

市（くらし安心部）及び防災関係機関は、非常参集訓練や図上訓練を実施するなど、現行の防災体制を検証するための訓練を単独又は共同で実施することにより、防災体制の充実強化を図る。

(1) 非常参集訓練

勤務時間外における災害の発生に備え、適宜、職員の非常参集訓練を実施する。

(2) 災害図上訓練

職員を対象に災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を行う図上訓練を実施する。訓練はロールプレイング形式の方法も検討する。

① 災害対応の模擬訓練

② 他機関との連携訓練 等

(3) 実地訓練

① 水防訓練

② 消防訓練

③ 土砂災害対策及び避難訓練

④ 大規模事故対策訓練

⑤ 林野火災訓練

⑥ 緊急地震速報を想定した訓練 等

(4) その他の個別訓練

① 災害ボランティアの受入訓練

② 災害ボランティアと行政や被災地域住民等が連携した訓練

③ 災害時要援護者（避難行動要支援者）への情報伝達、避難誘導訓練

④ 帰宅困難者への対応訓練

⑤ 広域避難訓練 等

3 自主防災会等の防災訓練

市（くらし安心部）は、自主防災会の訓練について手法の提案や指導を行い、消防機関等の支援のもと実践的な災害対応訓練を行う。

(1) 情報収集伝達訓練

市等からの情報を迅速かつ的確に地域住民に伝達し、地域における被害状況等をこれらの機関へ通報するための訓練を実施する。

(2) 消火訓練

火災の拡大、延焼を防ぐため、消火栓や消火器を使用して消火に必要な技術等を習得する。

(3) 避難誘導訓練

避難経路や誘導方法等を確認し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう訓練を実施する。

(4) 救出救護訓練

家屋の倒壊、落下物、がけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷病者に対する応急手当の方法等を習得する。

(5) 給食給水訓練

給食、給水が円滑にできるよう炊き出しなどの訓練を実施する。

4 訓練の検証

訓練後に評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第3 防災知識・行動の周知徹底

市（各部）は、災害応急対策等の円滑な実施を図るため、次のことに努める。

1 業務別災害対応マニュアルの作成

庁内各課は、災害時にそれぞれが所掌する災害事務及び初動緊急対応期の重要優先業務等に関する業務別災害対応マニュアルを作成、改訂することにより、職員への周知徹底を図り災害時に適切な行動ができるよう備える。

また、市が運営する施設についても、管理者と連携して業務別災害対応マニュアルを作成する。

2 職員災害対応マニュアル等の作成

職員自らが災害発生時において取るべき基本的な対応について迅速に確認できる必要最低限の事項を示した職員災害対応マニュアルを作成（改訂）し、職場研修を通じて周知徹底を図る。

3 携帯版職員災害初動マニュアルの配布

携帯版職員災害初動マニュアルを配布するなど、初動体制を強化する。

第3節 広域防災体制の確立

担当	市	総務部、くらし安心部
	関係機関	北はりま消防本部、各機関
	関係団体	事業所

1 相互応援体制の強化

市（くらし安心部）は、防災全般に関する協力体制の強化のため、県民局と連携して国、県、近隣自治体との相互応援に関する連携強化を図る。

2 防災関係機関等との連携強化

市（くらし安心部）及び消防本部は、自衛隊、消防機関、民間企業等との災害時の連携を強化する。

(1) 防災関係機関等との連携強化

自衛隊、ライフライン、ボランティア団体等との連携を強化するとともに、応援隊活動の円滑化並びに救援物資や資機材の保管場所設定等の受入体制の整備に努める。

(2) 消防防災関係機関との連携強化

広域化等により、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに広域消防相互応援協定の締結・運用等消防相互応援体制の整備に努める。また、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊による人命救助活動等を行うための支援体制の整備に努める。

(3) 企業等との連携強化

市内企業や小売業者等と物資、資機材の供給、救助活動等への支援等、災害時の協力について応援協定を締結するなど連携強化を図る。

3 応援・受援体制の整備

市（総務部、くらし安心部）は、関西広域連合が作成した「関西広域応援・受援実施要綱」や県が作成した「兵庫県災害時受援計画」、「災害時応援受け入れガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成しておく。

なお、職員の応援派遣に当たっては、派遣職員が現地において円滑に活動できるよう資機材や装備品等の整備に努め、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受入れに当たっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、感染症対策に配慮する。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できるホテル、旅館、避難所に指定されていない公共施設など仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

4 広域避難・広域一時滞在の体制の整備

- (1) 市（くらし安心部）は、大規模広域災害のおそれがある場合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難若しくは広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結、指定公共機関又は指定地方公共機関である運送事業者への運送の要請・指示など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- (2) 市（くらし安心部）は、関係者間で適切な役割分担を行った上で、具体的なオペレーション等を定めるよう努める。その際、国、県、市町、関係機関等からなる地域総合治水推進協議会（水防法第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会としても設置）など既存の枠組みを活用し、関係者間での協力体制の構築等に努める。
- (3) 市（くらし安心部）は、県外への広域避難・広域一時滞在が必要であると認める場合は、関西広域連合の「関西広域応援・受援実施要綱」に基づく広域避難等の枠組みを活用した協力体制の活用等も検討する。

第4節 災害対策拠点の整備・運用

担当	市	くらし安心部、都市経営部
	関係機関	
	関係団体	

1 災害対策拠点の整備

市（くらし安心部、都市経営部）は、想定される地震や風水害が発生した場合において、市庁舎等の災害対策の活動拠点となる施設について、耐震性の確保、電気室の高所設置、発電機や水・食料等の常備等の対策を講じるとともに、庁舎被災やそれに伴う通信手段や重要な行政データの喪失に備え、衛星携帯電話の装備や、近隣の他の施設の利用、データのバックアップ対策等も検討しておく。

2 役割

災害対策拠点は、発災初動時からの災害対策本部機能を迅速かつ的確に発揮し、災害対策活動の中核拠点としての役割を果たす。

3 機能

次の機能・設備を整備するよう努める。

- (1) 耐震性の確保
- (2) 非常用発電機の設置
- (3) 水・食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務のためのスペース

4 代替庁舎の配置

本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎は次のとおり。

代替庁舎	所在地	備考
茜が丘複合施設 Miraie（みらいえ）	野村町茜が丘 16-1	

(1) 供用開始

平成 27（2015）年 10 月 18 日

(2) 構造規模

R C 造一部 S 造 延床面積 5187.86 m²

(3) 施設の特徴

災害、防災に対する備えとして、耐震性貯水槽やマンホールトイレ、太陽光照明、防災倉庫等を有する。

庁舎のバックアップ機能として、非常用発電機による電源供給が可能な事務室・会議室を設けているほか、サーバー等を設置するスペースを設けている。

第5節 情報収集・伝達体制の強化

担当	市	くらし安心部、建設水道部
	関係機関	
	関係団体	

第1 防災行政無線の整備・運用

市（くらし安心部）は、災害情報の伝達等を正確に行うべく、戸別受信機の一般家庭への普及（無償貸与）及び事業所への普及（有償）を進める。

また、大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備に努める。さらに、職員に対し防災行政無線の使用方法の周知を図る。

■防災行政無線（同報系）の整備状況（令和3（2021）年7月現在）

屋外拡声子局数	戸別受信機
47	全戸配布

第2 フェニックス防災システムの運用

市（くらし安心部）は、迅速かつ的確な応急対応を図るため、各防災関係機関を結ぶフェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワーク）の運用により、災害情報の迅速な収集・伝達及び共有を図る。

第3 災害時非常通信体制の充実強化

市（くらし安心部）及び防災関係機関は、災害時等に加入電話又は携帯電話が使用できない場合で、他の有線通話を利用することができない、又は利用することが著しく困難な場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図ることとし、近畿地方非常通信協議会の活動を通して、県の行う衛星通信等を活用した非常通信体制の整備・ネットワーク（有線・無線）の多重化等による非常通信体制の充実及び訓練等による実効性の確保に協力する。

第4 情報収集・伝達体制の強化

市（くらし安心部）は、平常時から、自然（気象）情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集に努めるとともに、関係機関と協力し、防災関連情報の収集、伝達及び共有体制の強化を進める。

1 情報収集体制の整備

(1) 情報処理業務の明確化

被害情報を迅速かつ的確に収集、整理するために、大規模災害発生時の効率的・効果的な情報収集方法について検討し、情報処理業務、被害記録方法等に関するマニュアルを作成する。

(2) 携帯電話等の活用

携帯電話等を活用した被害映像収集体制の整備について検討する。

(3) 監視カメラ設置の検討

河川の映像情報をリアルタイムで入手するため、県に河川監視カメラの設置を強く要望するほか、市としても災害危険箇所への監視カメラの設置を検討する。

2 情報共有・伝達体制の整備

市（くらし安心部）は、防災関係機関と協力して、次の情報共有・伝達体制の整備を進める。

(1) 職員間の情報共有・伝達

本部又は各部が得た情報を、全ての職員がリアルタイムで閲覧できるGIS等を活用した情報共有システムの導入を検討する。

(2) 市と関係機関の情報共有・伝達

市（くらし安心部、建設水道部）は、平常時から、消防本部、河川管理者、道路管理者、警察署等と連携を密にし、災害時に交換すべき情報の項目、内容、タイミング、手段等を検討する。

(3) 市から市民への情報伝達

市（くらし安心部）は、市民への情報伝達体制を強化するため、防災行政無線を拡充するほか、にしわき防災ネットへの登録促進、サイレン（水防信号）の意味の周知徹底、区長等の非常連絡先の整理、区長等への一斉FAXの活用などを進める。また、放送事業者と「災害時における情報伝達体制」を整備するほか、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備充実に努める。

■にしわき防災ネット

災害情報や緊急情報などを発信する携帯電話用ホームページで、メール登録により避難準備情報、避難勧告、避難指示などの防災情報や不審者情報などの緊急情報がメールで携帯電話へ配信される。

〇にしわき防災ネットアドレス : <http://bosai.net/nishiwaki/>
URLのQRコード



資料

3-3 防災行政無線施設一覧

第6節 防災拠点の整備

担当	市	くらし安心部
	関係機関	
	関係団体	

第1 地域防災拠点の整備

市（くらし安心部）は、災害時において地域の救援、救護、復旧活動の拠点となる防災拠点を整備するよう努める。

1 役割

防災資機材の備蓄・保管拠点、防災活動等の拠点及び避難者や在宅被災者への水や物資の供給拠点としての役割を果たす。

2 機能

次の機能・設備を整備するよう努める。

- (1) 広域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧資機材の集積配送スペース
- (2) 地域の防災活動のための駐屯スペース
- (3) 物資、復旧資機材等の備蓄スペース
- (4) 防災臨時ヘリポート
- (5) 耐震性貯水槽
- (6) 広域避難スペース

3 配置

現在の地域防災拠点は次のとおり。

地域防災拠点	所在地	備考
重春小学校	野村町	
防災ステーション	黒田庄町田高	

さらに、被害想定や浸水実績を参考に、小学校、公民館等の公共施設等の中から設置場所を検討する。

第2 物資集積拠点の整備

市（くらし安心部）は、地域の救援、復旧活動に必要な防災資機材を備蓄・集積する物資集積拠点を整備するよう努める。

1 役割

防災資機材の備蓄・保管拠点、避難者や在宅被災者への物資の供給拠点としての役割を果たす。

2 機能

次の設備を整備するよう努める。

- (1) 収納スペース
- (2) スtockヤード（一時保管場所）

3 配置

現在の物資集積拠点は次のとおり。

物資集積拠点	所在地	備考
重春小学校	野村町	地域防災拠点
防災ステーション	黒田庄町田高	地域防災拠点
コミュニティ消防センター	寺内	
旧マナビータ跡地倉庫	西脇	
総合市民センター	西脇	指定避難所（水害・地震）
喜多防災倉庫	黒田庄町喜多	
楠丘小学校	黒田庄町岡	指定避難所（水害・地震）
桜丘小学校	黒田庄町石原	指定避難所（地震）
黒田庄福祉センター	黒田庄町前坂	福祉避難所（水害・地震）
黒田庄中学校	黒田庄町黒田	指定避難所（水害・地震）
黒っこプラザ	黒田庄町前坂	
黒田庄体育センター	黒田庄町前坂	
西脇消防署水防倉庫	野村町	
消防団第1分団水防倉庫	西脇	
消防団第2分団水防倉庫	下戸田	
消防団第3分団水防倉庫	板波町	
消防団第4分団水防倉庫	富吉南町	
消防団第5分団水防倉庫	比延町	
消防団第6分団水防倉庫	岡崎町	
消防団第7分団水防倉庫	黒田庄町田高	

さらに、防災資機材を集中管理する備蓄・保管拠点としての防災用備蓄倉庫（200 m²規模が目安）の整備を目指す。

第3 地区防災拠点の整備

市（くらし安心部）は、地区を中心とした生活空間内において、災害時における避難と救援の接点となる地区防災拠点を整備する。

1 役割

災害時における地区住民の避難地及び防災活動拠点としての役割を果たす。

2 機能

次の機能、設備を整備するよう努める。

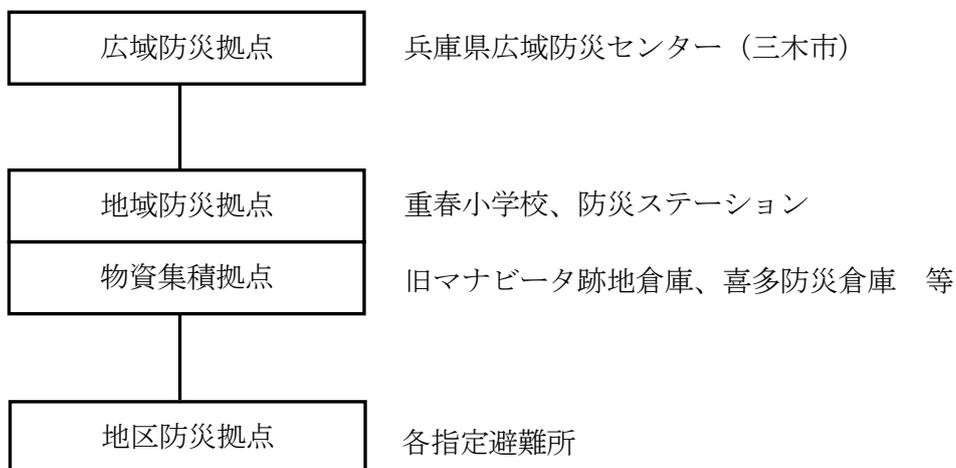
- (1) 災害時において避難・応急生活が可能なスペース
 - ① 避難・滞留スペース
 - ② 備蓄スペース
- (2) 地域防災拠点、物資集積拠点から搬送される緊急物資、復旧資機材の集積・配送スペース
- (3) 情報通信設備
 - ① 地区内の住民への情報連絡装置（同報無線等）
 - ② 災害対策本部や他の拠点等との交信が可能な通信設備
- (4) 対象地区内の防災活動に必要な設備
 - ① 防災用資機材
 - ② 防火水槽（雨水や河川水等の利用も検討）

3 配置

指定避難所とする。

第4 広域防災拠点、広域輸送拠点との連携

地域防災拠点、物資集積拠点、地区防災拠点の整備に当たっては、広域防災拠点や災害対策拠点等との交信や通信のネットワークが確保されるように努める。



第7節 防災資機材の整備

担当	市	くらし安心部、建設水道部
	関係機関	
	関係団体	消防団、自治会、自主防災会、建設業協会

第1 自主防災会の資機材

市（くらし安心部）は、自主防災会の消火、救出、避難活動及び水防協力活動に要する資機材の充実が図れるよう支援する。

各自主防災会は、資機材の計画的な備蓄及び定期的な点検に努める。

第2 救出資機材の整備

市（くらし安心部、建設水道部）は、浸水区域の救助活動を想定したボート、ライフジャケット等の設備、装備を計画的に整備・配置する。

また、建設業協会等と協力し、災害時の重機やトラックによる救出体制を確立する。

第3 水防倉庫・資機材の整備

市（くらし安心部）は、水防倉庫、資機材の整備を行う。

(1) 水防倉庫、資機材の整備

消防団各分団に水防倉庫を整備し、水防資機材を整備する。水防倉庫1棟に備蓄する器具及び資材の県の基準は次のとおり。

品名	数量	品名	数量	品名	数量
土のう袋	600枚	たこづち	5丁	ペンチ	3丁
ビニールシート	30枚	のこぎり	5丁	金づち	3丁
なわ（ビニール製）	500m	おの	5丁	かすがい	50本
針金（10番又は8番）	23kg	かま	10丁	バケツ	1個
杉丸太長4m末口9cm	30本	なた	5丁	救命ブイ	5個
杉丸太長3m末口6cm	50本	くわ	10丁	ロープ	100m
くぎ（6吋）	11kg	じょれん	10丁	懐中電灯	2個
かけや	10丁	つるはし	3丁		
スコップ	20丁	小車	3台		

(2) 水防倉庫の管理

大雨時に水防倉庫の迅速な活用を図るため、管理を消防団、自治会、自主防災会等に依頼する。

資料

8-1 水防・防災資機材及び備蓄物資一覧

第8節 備蓄体制等の整備

担当	市	くらし安心部、建設水道部
	関係機関	
	関係団体	市民、事業所

第1 基本方針

- (1) 災害発生から3日間は、平常時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じる。
- (2) 市（くらし安心部）は、市民に対し、各家庭や職場で、平常時から3日分の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう啓発する。また、自治会、自主防災会を通じて地区住民に啓発する。
- (3) 市（くらし安心部）は、県の備蓄を補完するため、地震被害想定における最大避難者数を基準に避難所又はその近傍で地域完結型備蓄施設の確保に努める。また、これらの物資の備蓄状況については、国の調査等により年に1回、広く市民に公表するとともに、不足する場合はその確保に努める。
- (4) 備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の新物資システム（B-PLo）を活用し、県や県下市町と情報共有を図るよう努める。また、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、同システムを活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況の把握に努める。
- (5) 大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B-PLo）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。また、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

■備蓄の目標（御所谷断層帯による地震の想定避難者数）

地域	想定避難者数
西脇市	1,860人

※兵庫県防災会議幹事会（兵庫県防災会議地震災害対策計画専門委員会）より

第2 食料

市（くらし安心部）は、次のとおり食料備蓄・調達等を行う。

1 備蓄、調達

- (1) 食料給与対象者
 - ① 避難所等に避難している被災者
 - ② 住家が被害を受け、炊事ができない者

- ③ 病院、旅館・ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者で当該滞在先及び避難先で炊事ができない者
- ④ 災害対策活動の従事者

(2) 目標数量

市、県、市民の分担は次のとおりとする。

■備蓄の分担

区分	市民による備蓄	行政による備蓄	
		市による備蓄	県による備蓄
市域レベル	1人3日分 (現物備蓄)	被災者の1日分相当量 (現物備蓄) ↓ 被災者の1日分相当量 (現物又は流通備蓄)	
広域レベル			被災者の1日分相当量 (現物又は流通備蓄)
合計	3日分	2日分	1日分

(注) 矢印は、不足が生じた場合、カバーする手順を示す。

(3) 品目

現物備蓄及び流通備蓄により次の品目を確保する。なお、高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある者等の配慮を行う。

- ① 炊き出し用米穀、弁当、乾パン、おにぎり、パン、育児用調整粉乳等の主食
- ② 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油等の副食
- ③ 飲料水、お茶、ジュース等の飲料
- ④ 粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルギー除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品
- ⑤ 食器類、燃料類、調理器具等

(4) 方法

市（くらし安心部）は、1日分の現物備蓄を進める。また、小売業者等と流通備蓄供給の協定を締結し、市内で1日以上流通備蓄を確保するよう努める。

備蓄物資の保管場所、備蓄品目・数量は、資料編に示す。

2 搬送体制等の整備

市（くらし安心部）は、流通備蓄については、協力先の車両、従業員による搬送体制について協力を求める。また、現物備蓄物資については、市（くらし安心部）で管理し、職員（総務部）により搬送する。ただし、市の搬送が困難な場合又は市の避難所以外の場所への搬送が必要な場合は、自治会、自主防災会等による搬送について協力を求める。

第3 生活必需物資

市（くらし安心部）は、次の生活必需品等の備蓄、調達について協力を求める。

1 備蓄、調達

(1) 生活必需物資給与対象者

住家に被害を受け、生活に必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 目標数量

原則、食料の項に準ずる。ただし、乳幼児、女性、高齢者等を対象とした物品について、対象者や用途を考慮して必要な数量を見積もる。

(3) 品目

発災から3日以内に確実に必要になると考えられる次の品目について、その確保等に重点的に取り組むとともに、要援護者（要配慮者）への配慮を行う。

- ① 寝具・・・・・・・・毛布
- ② 外衣・肌着・・・・下着
- ③ 身の回り品・・・・タオル
- ④ 炊事道具・食器・・ほ乳瓶
- ⑤ 日用品・・・・トイレットペーパー、ポリ袋、バケツ、生理用品、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、仮設トイレ、電動簡易トイレ、携帯トイレ
- ⑥ 光熱材料・・・・ライト、乾電池、コンロ、ボンベ

(4) 方法

市（くらし安心部）は、小売業者等と協定し、市内の流通備蓄を確保するよう努める。

2 搬送等

食料の項に準じる。

第4 応急給水

市（建設水道部）は、次の給水体制の整備を進める。

1 給水対象者

災害のために、現に飲料用又は医療用に適する水を得ることができない者

2 目標数量

区分	目標数量
災害発生から3日間	1人1日3リットル
災害発生から4日～10日目	1人1日3～20リットル
災害発生から11日～20日目	1人1日20～100リットル
災害発生から21日目以降	1人1日100リットル～被災前の水準

3 供給体制の整備

- (1) 運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水、給水車等による運搬給水に必要な体制を整備する。
- (2) 災害時における給水資機材、応急復旧資機材の整備を図る。
- (3) 「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づくブロック内市町間の相互応援体制を整備する。

資料

8-1 水防・防災資機材及び備蓄物資一覧

第5 衛生物資

市（くらし安心部）は、災害発生直後に避難所において感染症対策に留意した運営を行えるよう、マスク、消毒液等の衛生物資の確保・備蓄に努める。また、備蓄物資の調達に当たっては、高齢者や乳幼児等の要援護者（要配慮者）、女性、児童にも配慮する。

1 感染症対策用衛生物資等

消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオルなど

2 健康管理用資材等

非接触体温計など

3 運営スタッフ防護用物資等

マスク、使い捨て手袋、ガウン、フェイスガードなど

4 避難所運営用資材等

間仕切り、養生テープ、段ボールベッド、パーティション、換気設備、除菌・減菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式など

第9節 火災予防対策の推進

担当	市	くらし安心部、建設水道部
	関係機関	北はりま消防本部
	関係団体	消防団、市民、事業所

第1 出火防止・初期消火体制の整備

1 一般予防対策

市（くらし安心部）、消防本部は、次の対策を進める。

- (1) 立入検査等の消防予防行政を強化するとともに、広報活動により防火思想の普及徹底と、予防消防の根本である警火心の高揚を図るほか、あわせて消火・防火機器の普及に努める。
- (2) 地域の自主防災会や事業所における防火防災組織を育成強化し、防火防災に関する研修・訓練等を充実することにより、災害の未然防止と減災を図る。
- (3) 火を使用する設備・器具の所有者・使用者に対して、北はりま消防組合火災予防条例に基づき出火の予防に努めさせ、防火設備や住宅用防災機器の設置促進を図る。
- (4) 消防法に定める予防査察を計画的に実施し、地域における防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防に対する指導を強化する。

2 建築物の火災予防

市（建設水道部）は、次の対策を進める。

- (1) 火災発生時の類焼等の危険性を低減し、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画区域において、道路・公園等の都市空間、防火水槽等防災施設の整備を行う。
- (2) 石油類等の貯蔵施設・工場等特に危険性の高い施設については、用途地域指定により住宅等との混在を制限する等区域内の火災予防を図る。
- (3) 建築物の新築等に当たっては、防火上の観点から建築物それぞれについて、あらかじめ火災予防を図るよう指導する。

3 人命危険対象物火災予防

消防本部は、次の対策を進める。

- (1) 防火・防災管理対象物定期点検報告制度の推進
対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合（防火セイフティマークの取得）の取組を推進する。
- (2) 消防法令違反に対する是正指導の推進
不特定多数の者が出入りする特定防火対象物で、消防用設備等の不備事項に対して是正指導を行うなど、人命危険対象物の安全性の向上を図る。

4 林野火災予防対策

消防本部は、次の対策を進める。

(1) 広域的、総合的消防防災体制の確立

防災関係機関と連携して、林野火災の発生防止及び火災による損害を軽減して森林資源の保全を図る。

また、林野火災多発期や火災警報発令時における警戒体制、林野火災を考慮した消防隊の編成その他林野火災に対処するため、消防団とも連携した組織を確立するよう努める。

(2) 出火防止対策

林野における失火防止に関する啓発・周知の強化、林野火災多発危険期における監視の強化を図る。

(3) 装備の充実

林野火災による被害の軽減を図るため、林野火災の特性に対処し得る消防用資機材の整備を充実する。

(4) 自衛隊の派遣要請

林野火災において、県が自衛隊の出動を要請した場合に、自衛隊が常備していない消防用資機材を貸与するものとし、これら消防用資機材についてはあらかじめ森林組合等における保有数を把握し、発災時に速やかに調達できるよう協議を行う。

5 防火管理者等の育成と活用

消防本部は、学校、病院、工場等政令で定める防火管理者を置かなければならない防火対象物について、防火管理者の選任、消防計画の作成及び避難訓練の実施を徹底させる。

また、防火管理者、消防設備士、消防設備点検資格者及び防火対象物点検資格者を養成、指導し、総合的な防火管理体制の整備に努める。

6 特殊危険物の予防対策

消防本部は、放射性物質等の特殊危険物について、あらかじめその取扱所等における具体的な保安管理体制等予防対策を講じさせる。

第2 消防力の強化

市（くらし安心部）、消防本部は、消防力の現況を踏まえ、消防庁の「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき整備充実に努める。

■消防力の現況

(令和7（2025）年4月1日現在)

項目	北はりま消防本部	西脇市内のみ
消防署所数	署3、出張所7	署1、出張所1
消防車両数	51台	10台
職員数	224人	42人
西脇市消防団		
消防団員数	841人	
車両数	55台	

1 消防力の強化

市（くらし安心部）、消防本部は、消防施設・設備について、大規模災害への対応も踏まえ、消防力の整備を進める。

- (1) 消防ポンプ自動車等の更新及び装備の近代化に努める。
- (2) 消火栓に偏ることなく、耐震性貯水槽、飲料水兼用貯水槽、自然水利の活用、プール等の指定消防水利としての活用等により、水利困難地域の解消のため消防水利の多様化とその適正な配置に努める。
- (3) 山間部等地域性に配慮した可搬式応急ポンプ等の装備の導入に努める。
- (4) 通信設備のデジタル化等、通信の近代化に努める。
- (5) 西脇消防署において、一般住宅及び一人暮らしや寝たきりの高齢者世帯等を対象とした予防査察や防火診断等を実施し、火災の未然防止を図る。

2 消防団の強化

市（くらし安心部）は、団員の確保を図り、機能的な活動が可能となる団組織を検討するとともに、福利厚生の上昇を図る。

- (1) 機能別分団・団員の検討
- (2) 女性の入団促進
- (3) 青年層等の消防団活動の積極的な参加の促進
- (4) 技能向上のため各種訓練の高度化
- (5) 消防庁の「消防団の装備の基準」を踏まえ、作業服、無線機、救助・消火・救急・避難誘導用器具等の装備の充実を図る。

3 災害時の総合的な消防計画の策定

消防本部は、災害時の火災に対応する総合的な消防計画を策定し、運用体制を確立する。

第10節 大規模火災時の避難対策の充実

担当	市	くらし安心部、建設水道部
	関係機関	北はりま消防本部
	関係団体	

災害発生時には、火災の延焼やがけ崩れの危険地域などの二次災害のおそれのある区域内の住民等は速やかに安全な場所に避難することが何よりも大切である。

また、激甚な災害時には、建物の倒壊、火災の同時多発による延焼拡大等が発生し、多数の住民等が死傷したり、住居を奪われるなどにより、迅速な避難行動が行えなかったり、結果的に長期の避難生活を余儀なくされる事態が予測される。

このような場合に備えて、あらかじめ広域避難地及び避難路の選定、避難方法の確立及び周知に努める。

消防本部は消防法に基づく消防警戒区域を設定し市民の生命身体に対する危険を防止する。

第1 広域避難地

広域避難地は、市街地大火から住民の安全を確保できることを目標とし、市内の公園、緑地、グラウンド（校庭含む）、公共空地等から選定する。

第2 避難路

幅員の狭い道路は家屋倒壊等により通行不能となるおそれがあるため、避難路は、幅員の狭い道路を避け、市内の幹線道路を使用する。

第3 広域避難地及び避難路の整備

西脇市の市街地は、延焼火災による危険が高い。このため、市街地における道路、街路の整備に当たっては、避難地、避難路としての機能が果たせるよう不燃化等を進める。

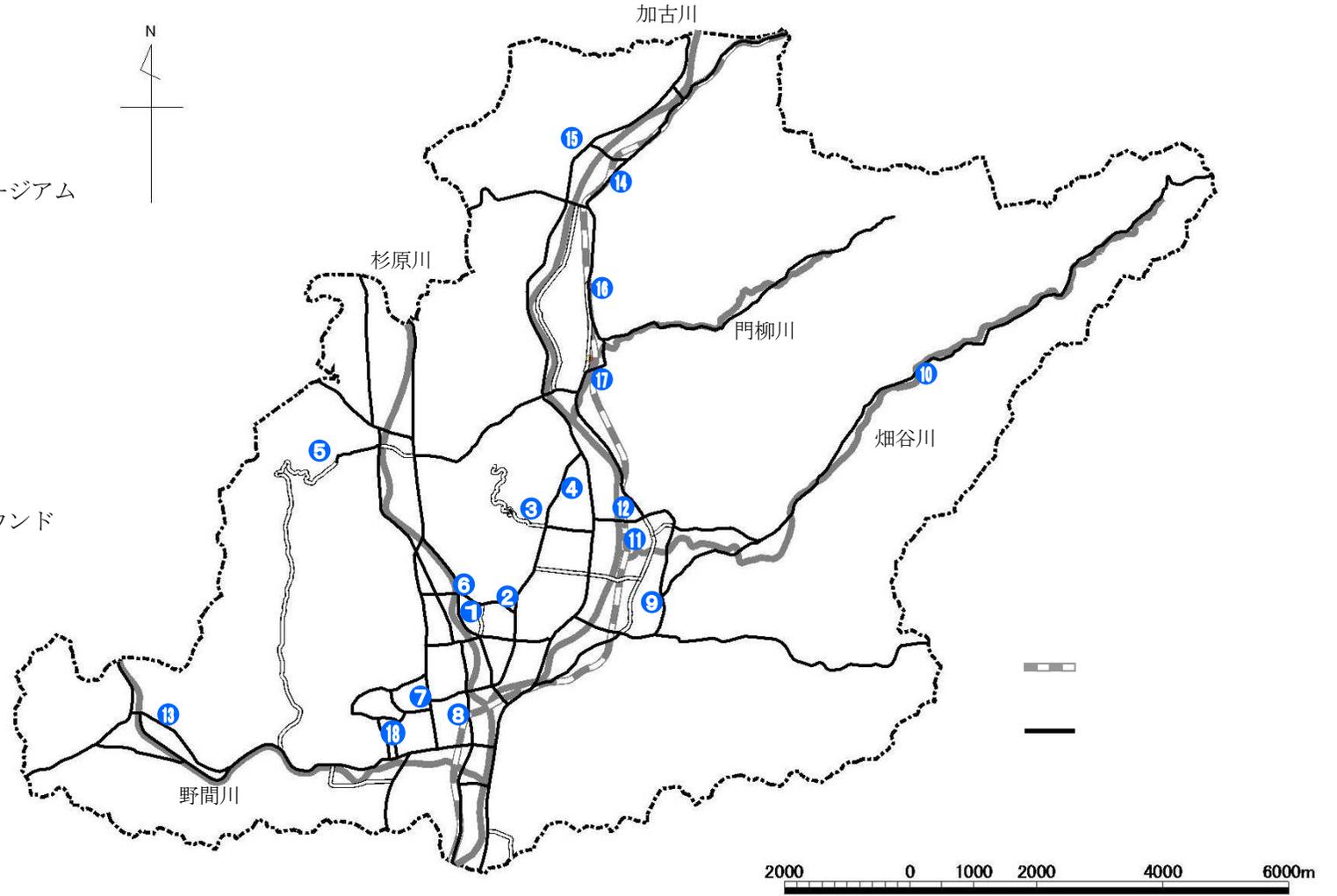
第4 避難経路の確保と避難誘導方法の確立及び周知

避難誘導の実施者となる消防職員、消防団員、自主防災会等と連携し、避難経路の確保及び避難誘導方法等について検討し、平常時から関係住民に周知を図る。

■ 広域避難地及び主要避難路の指定状況

広域避難地

- ① 童子山公園おまつり広場
- ② 西脇小学校
- ③ 西脇公園
- ④ 道の駅北はりまエコミュージアム
- ⑤ 市原グラウンド
- ⑥ 旧市役所跡地
- ⑦ 重春小学校
- ⑧ 野村公園
- ⑨ 西脇東中学校
- ⑩ 双葉小学校
- ⑪ 日本へそ公園
- ⑫ 上比延友遊農村公園グラウンド
- ⑬ 芳田小学校
- ⑭ 黒田庄中学校
- ⑮ 桜丘小学校
- ⑯ 黒田庄グラウンド
- ⑰ 楠丘小学校
- ⑱ 茜が丘複合施設



第11節 災害救急医療システムの整備

担当	市	福祉部、総務部、西脇病院
	関係機関	北はりま消防本部
	関係団体	西脇市多可郡医師会、医療機関、薬剤師会、自主防災会、事業所

第1 災害拠点病院等の整備

市（西脇病院）は、病院施設・設備等の防災機能を強化するとともに、発災時を想定した防災マニュアルを策定する。

第2 医薬品等の確保

市（福祉部）は、薬剤師会の協力を得て、発災後3日間程度の診療機能を維持するために必要となる医療・助産用資器材、医薬品（輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等）の備蓄状況を確認し、被害想定調査等に基づき見直しを行い、これらの備蓄を推進する。

第3 市民に対する啓発

市（福祉部）、消防本部は、研修会等を通じて、市民に対する災害医療の普及啓発を行う。

第4 災害医療体制等の整備

市（福祉部、総務部）、消防本部は、関係機関と連携して災害時医療体制等の整備を実施する。

- (1) 県の災害救急医療システムとの整合を図りつつ、救護所の設置、救護班の編成、医薬品の備蓄、広域搬送等について、医師会、西脇病院その他医療機関、消防本部等と調整し、整備を進める。
- (2) 患者の搬送途上において高度な応急処置を行うことができる救急救命士の計画的な養成を推進するとともに、県、東播磨・北播磨・淡路地域メディカルコントロール協議会と連携し、救急救命士に対する医師の指示体制の確立を図る。
- (3) 多数の傷病者が発生した場合の車両の確保等については、近隣の消防本部に応援を要請するほか、軽病者については神姫バス等民間との連携により搬送車両の確保を図る。
- (4) 特殊災害に対応できる資機材及び公共施設へのAED（自動体外除細動器）の整備と救助技術の高度化を図る。
- (5) 人材の育成
 - ① 迅速な応急手当により救命効果を高めていけるよう職員に対する応急手当等の研修を実施する。
 - ② 市民に対する応急手当の普及啓発により、傷病者のより一層の救命率の向上を図る。

第12節 緊急輸送体制の整備

担当	市	くらし安心部、建設水道部
	関係機関	県、西脇警察署
	関係団体	建設業協会

第1 緊急輸送路ネットワークの設定

1 緊急輸送路の設定

市（建設水道部）は、県が指定する緊急輸送路ネットワーク（幹線緊急輸送路、一般緊急輸送路）を踏まえ、地域防災拠点等に集められた物資を、市内の地区防災拠点等に送るため、道路整備に併せ緊急輸送路（予定路線・区間）の見直しや新たな設定を行い、緊急輸送路ネットワークを形成する。

2 維持管理

市（建設水道部）及び道路管理者は、緊急輸送予定路線について、平常時から整備・点検に努めるとともに、建設業協会等と協力して、迅速な応急復旧体制を確立する。

3 通行の確保

道路管理者は、道路啓開を実現する方針・計画をあらかじめ定めておくなど、迅速に緊急輸送道路の通行ができるようにするための体制確保に努める。また、緊急輸送道路における新設の電柱等による道路占用を原則として禁止するとともに、一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

第2 緊急交通路の確保

市（くらし安心部）は、災害時に緊急自動車の通行を確保するため、平常時から警察署と緊急交通路の確保について、連携体制を整備しておく。

第3 ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用

市（くらし安心部）は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地について、県とともに活用を図るほか、グラウンド等が整備された場合は、新たにヘリポートとしての指定を受けるなど、災害時における航空輸送の確保に努める。

資料

7-1 緊急輸送路一覧

7-2 兵庫県消防防災ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧

第13節 避難対策の充実

担当	市	くらし安心部、建設水道部、福祉部、教育委員会
	関係機関	
	関係団体	自治会、自主防災会

市（くらし安心部）は、避難に関する体制整備に当たり、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

また、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努める。

第1 避難所の指定

市（くらし安心部）は、次のように避難所の指定を行う。

- (1) 洪水の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の指定状況、施設の防災機能及び立地条件、災害実績等を考慮して避難所の指定及び見直しを行う。
- (2) あらかじめ高齢者・障害のある方等、避難所での生活において特別な配慮を必要とする災害時要援護者（避難行動要支援者）を把握し、福祉避難所を指定する。
- (3) 避難所は、日本工業規格に基づく図記号を使用した標識のほか、防災訓練の実施や防災マップ等により市民に周知する。
※指定避難所の一覧表は資料編に示す。
- (4) 感染症対策について、避難所において感染症患者が発生した場合や有症状者の避難等に適切に対応できるよう、平常時から市（くらし安心部）・加東健康福祉事務所が連携する。また、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。
- (5) 自動車避難又は車中泊避難については、推奨するものではないが、ペット避難、感染症患者等の避難先として活用する可能性もあることから、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておく。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。
- (6) 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点の設置や、避難に関する情報の把握等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

第2 避難所管理運営体制の整備

市（福祉部、教育委員会）は、避難所への職員派遣計画を作成し、派遣基準を明らかにする。また、避難所開設期間が長期に渡ることも想定し、避難所管理・運営体制を整備する。

第3 避難誘導體制の確立

市は、自治会、自主防災会等と連携した避難誘導體制を確立するため、自治会、自主防災会組織単位の避難誘導計画の作成を支援するとともに、地域の実情に即した避難訓練等の実施を

支援する。

第4 避難所運営組織の育成

市（くらし安心部）は、災害時に避難所自治組織を設立し、市民等による自主運営体制を確立するため、あらかじめ自治会、自主防災会等と協力して円滑な自主運営組織の確立を図る。

また、ボランティア団体等とも災害時の避難所運営体制について協議する。

第5 避難所開設・運営マニュアルの作成、訓練

市（くらし安心部、福祉部、教育委員会）は、自治会、自主防災会と連携して、避難所の開設・運営訓練を実施する。

また、避難所運営マニュアルの周知を行うとともに、各避難所の実情に応じたマニュアルの作成に努める。なお、民間施設の避難所の管理者に対しても可能な範囲において協力を求める。

第6 避難所施設、設備の整備

市（教育委員会、くらし安心部）は、市の施設である避難所について、耐震化、バリアフリー化（段差の解消、トイレの洋式化等）に努める。

また、ライフラインの停止や要援護者（要配慮者）の収容等を想定し、ストーブ、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた非常用電源、簡易洋式トイレ、物資の備蓄に努める。特に、医療的ケアを必要とする方に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

資料

6-1 指定避難所施設一覧

第7 指定緊急避難場所の指定

市（くらし安心部）は、災害の危険が及ばない場所又は施設を指定緊急避難場所として、次のように指定を行う。

- (1) 洪水の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の指定状況、施設の防災機能及び立地条件、災害実績等を考慮して指定緊急避難場所の指定及び見直しを行う。
- (2) 災害の想定等により必要に応じて、近隣市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設け広域避難・広域一次避難に配慮する。
- (3) 指定緊急避難場所は、災害種別一般図記号を使用した誘導標識などを設置し、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するように努める。

※指定緊急避難場所の一覧表は資料編に示す。

- (4) 指定避難所は、一定期間避難生活を送るための施設であるため、災害種別による区分けはないが、指定緊急避難場所は、災害が発生した際に、緊急的に身の安全を守るための施設であるため、特定の災害には対応できない施設がある。指定緊急避難場所が指定避難所を兼ねる場合、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當であることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

資料

6-2 指定緊急避難場所一覧

第8 広域避難・広域一時滞在

- (1) 市（くらし安心部）は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。その際には、施設管理者に対し、広域避難及び広域一時滞在の用に供する避難所になりうることにあらかじめ同意を得るよう努める。
- (2) 市（くらし安心部）は、大規模広域災害のおそれがある場合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難若しくは広域一時滞在が可能となるよう、他の市町との広域避難及び広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第9 福祉避難所の整備

- (1) 市（くらし安心部、福祉部）は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障害のある方等の災害時要援護者（避難行動要支援者）のため、福祉避難所として指定避難所を指定し、必要な避難先を適切に確保するよう努める。
また、特に、要援護者（要配慮者）に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。
- (2) 市（くらし安心部、福祉部）は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難することがないように、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定する際に、あらかじめ受入れ対象者を特定して公示する。
- (3) 市（くらし安心部、福祉部）は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき災害時要援護者（避難行動要支援者）を事前に調整の上、福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

第10 感染症に対応した適切な避難対策

- (1) 市（くらし安心部）は、県が作成した「新型コロナウイルス感染症等感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、十分な避難スペースの確保やレイアウト・導線の確認、避難者の健康チェック・検温、換気等を実施するなど感染症に留意した避難所運営を実施するとともに、マイ避難カードの作成や分散避難の推奨、ホテルや旅館等の多様・多数の避難先の確保・周知により、避難対策を推進する。
また、市（くらし安心部）は、避難所管理運営マニュアルに感染症への対応を適宜反映する。
- (2) 市（くらし安心部）は、感染症患者の被災に備えて、平常時から、保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、対象者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。

また、保健所との連携の下、対象者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、対象者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

(新型コロナウイルス感染症等感染症に対応した避難所運営ガイドライン(令和2(2020)年6月策定、令和5(2023)年5月改訂)の主な内容)

① フェーズ0 事前準備

- ・ 感染対策を考慮した収容人員の確認
- ・ 十分な避難所数の確保
- ・ 体調不良者(発熱・咳などの症状者)等を分離した別室の専用スペース又は専用避難所の確保
- ・ 物資や衛生資材などの必要数の把握及び事前準備
- ・ 適切な避難所運営を行うための体制の構築
- ・ 住民への事前周知

② フェーズ1 避難

- ・ 適切な避難先の提示
- ・ 避難情報発令時の留意事項

③ フェーズ2 避難所開設・受入れ・運営

- ・ 避難所の開設
- ・ 避難所の受入れ
- ・ 避難所運営

④ フェーズ3 避難所解消

等

第14節 住宅対策の充実

担当	市	くらし安心部、建設水道部、総務部
	関係機関	県
	関係団体	建築団体

第1 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）への加入促進

市（くらし安心部）は、被災者が自立した生活を再建できるよう、兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の趣旨を踏まえ、県が実施する広報活動に協力するとともに、平常時から市民の自助意識の醸成のための啓発活動とあわせて、共済への加入促進を行う。

第2 被災建築物応急危険度判定制度の整備

市（建設水道部）は、地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下などによって生じる二次災害から市民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施する体制の整備に努める。

1 危険度判定実施体制の整備

県及び建築団体等に協力して、兵庫県被災建築物応急危険度判定協議会における地域内の連携及び相互体制の整備に努める。

2 判定資機材の備蓄

県と分担して、応急危険度判定の実施に必要な資機材を備蓄するよう努める。

○ 備蓄品目

判定調査票、判定ステッカー、ヘルメット用シール、腕章、住宅地図等

第3 被災宅地危険度判定制度の整備

市（建設水道部）は、災害により被災した斜面宅地への新たな降雨や余震等による二次災害から市民の安全を確保するため、被災宅地の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施する体制の整備に努める。

1 危険度判定実施体制の整備

県に協力して、被災宅地危険度判定の実施体制の整備に努める。

2 判定資機材の備蓄

県と分担して、危険度判定の実施に必要な資機材を備蓄するよう努める。

○ 備蓄品目

判定調査票、判定ステッカー、ヘルメット用シール、腕章、住宅地図等

第4 家屋被害認定士の育成

災害における多くの被災者支援制度において市長が発行するり災証明書が用いられることに鑑み、今後発生する災害における被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の円滑な実施に資するため、市（総務部）は、十分な知識と技術をもって即時に被害調査に従事できる家屋被害認定士を育成する。

(1) 家屋被害認定士の役割

- ① 災害時に即戦力として被害調査を行う。
- ② 被害調査に関する調査方法、判定方法及びこれらの考え方を必要に応じて被災者等へ説明する。
- ③ 常に自己研鑽を行うとともに、調査員となる他の職員等に対し、必要な教育又は訓練を行う。

第15節 災害時要援護者（避難行動要支援者）支援対策の強化

担 当	市	福祉部、くらし安心部
	関係機関	県、北はりま消防本部
	関係団体	社会福祉協議会、民生委員・児童委員、消防団、自治会、自主防災会、訪問介護サービス業者、指定避難所の施設管理者、社会福祉施設の管理者

第1 健康・医療・福祉の連携

市（福祉部、くらし安心部）は、市民の自立と相互の助け合いを基調として高齢者・障害のある方等の健康及び福祉の増進や保健医療福祉サービスの連携に努める。

第2 災害時要援護者（避難行動要支援者）の避難支援体制の確立

1 支援の対象となる災害時要援護者（避難行動要支援者）

「要援護者（要配慮者）」とは次の者をいう。さらに、「災害時要援護者（避難行動要支援者）」とは、次の者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なものをいう。

- (1) 移動が困難な人
- (2) 理解や判断ができない人・避難に時間のかかる人
- (3) 情報の収受が困難な人
- (4) 薬や医療装置がないと生活できない人

（具体例）

- ① 高齢者（ひとり暮らし高齢者等（独居世帯、高齢者のみの世帯）、寝たきり高齢者、認知症高齢者）
- ② 身体障害のある人（視覚障害のある人、聴覚障害のある人、言語障害のある人、肢体不自由者、内部障害のある人）
- ③ 知的障害のある人
- ④ 精神障害のある人
- ⑤ 乳幼児、児童
- ⑥ 難病患者
- ⑦ 妊産婦
- ⑧ 外国人（日本語に不慣れな外国人）

2 災害時要援護者（避難行動要支援者）避難支援についての基本的な考え方

災害時要援護者（避難行動要支援者）の避難は、本人による避難（自助）、地域、近隣の支援（共助）による避難が最も迅速で的確に行える避難であるため、自治会、自主防災会等の相互の助け合いを基調とした近隣の協力体制による避難を基本とする。ただし、日常的に医療機器を必要としているなど、地域や近隣の協力者では対応困難な災害時要援護者（避難

行動要支援者）については、行政機関が支援（公助）・協力する。

また、避難所において、要援護者（要配慮者）のニーズを把握し、適切に対応できるよう手話通訳者、要約筆記者、点訳ボランティア、音訳ボランティア等の人材の確保や福祉用具等の確保など、社会的障壁を取り除くための合理的配慮の提供に努める。

3 要援護者（要配慮者）の日常的把握と要援護者（要配慮者）名簿の整備

市（福祉部）は、平常時から要援護者（要配慮者）に関する情報を把握し、要援護者（要配慮者）名簿を整備するように努める。名簿記載者は、次の災害発生時の緊急度ランクに分ける。

A：直ちに支援が必要（ひとりでは逃げられない人）

B：安否確認が必要（声かけをすれば逃げられる人）

C：その他（見守り）

このうち、緊急度ランクA・Bの要援護者（要配慮者）は、災害対策基本法に定める災害時要援護者（避難行動要支援者）とする。要援護者（要配慮者）名簿にも緊急度ランクを記載しておき、災害時要援護者（避難行動要支援者）を区別できるようにしておく。名簿は、地域の要援護者（要配慮者）の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、いかなる事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

4 要援護者（要配慮者）名簿の共有

市（福祉部）は、自治会、自主防災会等の避難支援等に携わる関係者に対して、要援護者（要配慮者）本人の同意を得ることにより、あらかじめ要援護者（要配慮者）名簿を提供する。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるよう注意喚起する。

市（くらし安心部、福祉部）は、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、自治会、自主防災会等が主体となって計画する災害時要援護者（避難行動要支援者）に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等に協力する。

5 個別避難計画をはじめとする地域における避難支援体制の整備

市（福祉部、くらし安心部）は、関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、要援護者（要配慮者）名簿をもとに、優先度の高い者（要介護3以上、障害1・2級、ハザードマップ上の災害リスクエリアに居住等）から個別避難計画を作成・共有するなど、地域における支援体制の整備に努める。この場合、コミュニティの希薄化や担い手の高齢化といった地域特性等に留意する。なお、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないように、要援護者（要配慮者）名簿及び個別避難計画を適切に管理する。

市（福祉部、くらし安心部）は、個別避難計画が作成されていない災害時要援護者（避

難行動要支援者）についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等関係者に対する情報提供や避難支援体制の整備等、必要な配慮を行う。

また、市（くらし安心部、福祉部）は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、国のクラウド型被災者支援システム等の当該業務を支援するシステム等のデジタル技術を活用するよう検討する。

6 障害のある方への情報伝達方法の確立

市（くらし安心部、福祉部）は、避難所において通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障害のある方が、防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力体制の整備など、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。

また、障害のある方等への防災知識の普及啓発を行う。

7 緊急通報システムの整備

市（福祉部）は、高齢者、障害のある方等と消防本部の間で運用されている緊急通報システムの充実及び周知に努める。

なお、障害者については、市（福祉部）は、緊急の通報を迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。

8 外国人に対する情報提供等

市（くらし安心部）は、外国語による防火・防災対策の啓発に努める。

また、外国人住民、訪日外国人等の被災情報を把握するとともに、外国語による情報提供及び相談を行う。

第3 災害時要援護者（避難行動要支援者）への啓発

市（福祉部）は、災害時要援護者（避難行動要支援者）自らも、近隣の住民等との支援要請などの連携や医薬品や機器等の非常持ち出しができるよう、平常時からの備えの大切さを啓発する。

第4 社会福祉施設等の整備

1 社会福祉施設等の緊急保護体制の確立

市（福祉部）は、一般の避難所では生活が困難な高齢者、障害のある方等の避難場所として社会福祉施設が使用できるよう社会福祉法人と協定を締結する。

2 社会福祉施設の対応強化

市（福祉部、くらし安心部）は、社会福祉施設を利用する高齢者や障害のある方等が、災

害時に独力で自らの安全を確保することが困難であることから、社会福祉施設に対し防災設備・資機材等の整備、防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練を充実させるよう協力を求める。

また、社会福祉施設における水害・土砂災害・地震を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について、点検及び指導・助言を行う。

3 社会福祉施設等の整備

市（福祉部）は、高齢者や障害のある方等をはじめ不特定多数の人が利用する施設について、次の事項について整備を推進するよう指導する。

- (1) 車いすで通行できる避難経路としての敷地内通路及び外部出入口の整備
- (2) 光、音声等により、視覚障害のある人及び聴覚障害のある人に非常警報を知らせたり、避難所への誘導を表示したりする設備の整備

4 高齢者、障害のある方等に配慮した避難所の整備

指定避難所の施設管理者は、高齢者、障害のある方等の利用を考慮して、施設のバリアフリー化（段差の解消、トイレの洋式化等）に努める。また、障害の内容に応じた避難所の指定に配慮する。

5 避難所生活支援体制

市（福祉部）及び社会福祉協議会は、高齢者や障害のある方の避難所生活や社会福祉施設等への移送を考慮して、介助用具、福祉対応車両、簡易ベッド、車いす、ストレッチャー等を確保するための体制整備に努める。

また、災害時要援護者（避難行動要支援者）に配慮した救援対策が行えるように支援体制を検討する。

第5 要配慮者施設への災害対策の実施

- (1) 市（福祉部、くらし安心部）は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）に基づく警戒区域が設定された場合には、同区域内の要配慮者施設の利用者の円滑かつ迅速な避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報及び警報を施設の管理者等に伝達する体制を整備し、防災体制整備の指導等を行うなど総合的な土砂災害対策を講じる。
- (2) 市（福祉部、くらし安心部）は、水防法に基づく浸水想定区域内の要配慮者施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、洪水予報等を伝達する体制を整備する。
- (3) 市（福祉部、くらし安心部）は、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内の要配慮者施設の名称と所在及び利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するための情報伝達方法等をハザードマップ等で市民に周知する。

浸水想定区域等に係る要配慮者施設の名称と所在は資料編に示す。

■災害時要援護者（避難行動要支援者）のニーズ

区分	特徴的なニーズ	
高齢者	ひとり暮らし高齢者等	・緊急事態等の覚知が遅れる場合があることから、迅速な情報伝達、避難誘導等が必要である。
	ねたきり高齢者	・自分の状況を伝えることが困難であるため、安否確認及び状況把握が必要である。 ・自力で行動することができないため、避難する際は、車いす等の補助器具が必要である。
	認知症高齢者	・自分の状況を伝えることが困難であるため、安否確認及び状況把握が必要である。 ・自分で判断し、行動することが困難であるため、避難誘導等の援助が必要である。
身体障害のある人	視覚障害のある人	・視覚による緊急事態等の覚知が不可能な場合や瞬時に覚知することが困難な場合が多いため、音声による情報伝達及び状況説明が必要である。 ・日常の生活圏外では、介助者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要である。
	聴覚障害のある人	・音声による避難・誘導の指示が認識できないため、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達及び状況説明が必要である。
	言語障害のある人	・自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難であるため、手話、筆談等による状況把握が必要である。
	肢体不自由者	・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車いす等の補助器具が必要である。
	内部障害のある人	・医療機材や医薬品を携帯する必要があるため、医療機関等による支援が必要である。
知的障害のある人	・緊急事態等の認識が不十分な場合や環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があるため、気持ちを落ち着かせながら、安全な場所への誘導が必要である。	
精神障害のある人	・災害発生時には、精神的動揺が激しくなる場合があるため、気持ちを落ち着かせることが必要である。 ・服薬を継続することが必要であるため、自ら薬の種類を把握しておくとともに、医療機関による支援が必要である。	
乳幼児	・緊急事態の覚知が遅れたり、自力での避難が困難な場合があるため、適切な誘導が必要である。 ・被災により、保護者等が児童等を養育することが困難又は不可能な場合、乳児院、児童養護施設等への緊急入所等が必要である。	
難病患者	・人工呼吸器装着のALS患者、パーキンソン病等、医療機器管理又は介護に著しく人手を要する難病患者の収容については、専門的な知識が必要となることから救急車を要請する。	
妊産婦	・臨月近くになると、素早い避難行動が困難となり、車いす・リヤカー等が必要である。	
外国人	・日本語での情報が十分理解できないため、多言語による情報提供が必要である。	

■災害時要援護者（避難行動要支援者）自らの備え

- ラジオやファクシミリを用意しておくなど緊急情報が入手できるようにする。
- 避難所の所在や経路を確認しておく。
- 災害情報を知らせてくれる人、避難誘導等の支援をしてくれる人などを決めて、依頼しておく。
- 自らの所在を知らせるもの（笛等）を用意する。
- 非常持出用品を用意する。
- 緊急連絡先、かかりつけの医師、服用している薬、どのような支援が必要かなど自らの情報を記載した連絡カードを身につけておく。

《連絡カード（例）》

【表】	氏 名		生年月日	年 月 日
	自 宅	住 所		
		電話番号		
	緊急連絡先	名 称	(続柄)	
		電話番号		
血液型				

【裏】	治療中の病名			
	かかりつけの医師	名 称		
		電話番号		
	服用中の薬			
	必要な支援			
	要介護度			
障害の種類				

資料

9-1 要配慮者施設一覧（浸水想定区域内ほか記載あり）

第16節 災害廃棄物処理体制の整備

担当	市	くらし安心部
	関係機関	北播磨清掃事務組合、(一財)西脇市住民サービス公社
	関係団体	

1 災害時の廃棄物処理対策

市(くらし安心部)は、災害が発生した場合に、災害廃棄物の処理を迅速かつ的確に実施するため、大規模な地震、洪水を想定した災害廃棄物処理計画及びマニュアルを整備するとともに、必要に応じて見直しを行い、計画の実効性の向上に努める。

■がれき発生推定量(御所谷断層帯地震の場合)

地域	木造建物 全壊棟数	非木造建物 大破棟数	がれき量(t)	
			可燃系	不燃系
西脇市	269	0	4,514	11,681

(注) 算定条件は次のとおり。

- ・解体棟数：木造「全壊数」、非木造「大破数」
- ・1棟当たり延床面積(m²)：木造86.8、非木造200.9(平成26(2014)年版西脇市統計書)
- ・可燃系がれきの発生原単位(t/m²)：木造0.194、非木造0.12(兵庫県南部地震)
- ・不燃系がれきの発生原単位(t/m²)：木造0.502、非木造0.907(兵庫県南部地震)

2 災害廃棄物処理体制の確立

市は、災害発生時における廃棄物処理が迅速に行えるよう、廃棄物の仮置場候補地のリストアップ、仮置場における分別・処理の運営体制の確立を図る。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物の搬出を行う。

3 災害廃棄物処理応援体制の整備

市は、災害時において廃棄物処理が迅速に行えるよう、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請する。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、県に処理に関する事務委託を行う。さらに、県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行う。

4 災害時のし尿処理対策

市(くらし安心部)は、災害が発生した場合にし尿の処理を迅速かつ的確に実施するため、大規模な地震を想定したし尿処理計画及びマニュアルを整備する。

また、避難者数から仮設トイレの必要数を算定し、その備蓄や調達体制を検討する。

第17節 災害ボランティア活動の支援体制の整備

担当	市	くらし安心部、総務部、福祉部
	関係機関	県、日本赤十字社兵庫県支部
	関係団体	社会福祉協議会

第1 災害ボランティア活動支援マニュアルの作成

市（くらし安心部）、社会福祉協議会は、災害ボランティアの受入体制を充実させるため、県が作成した「災害ボランティア活動支援指針」を参考に、「災害ボランティア活動支援マニュアル」の作成に努める。

第2 受入体制の整備

1 受入体制の整備

市（くらし安心部）、社会福祉協議会は、主として次の活動について地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等の協力を得ることとし、受入体制の整備に努める。

- (1) 災害情報、生活情報等の収集、伝達
- (2) 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- (3) 救援物資、資機材の配分、輸送
- (4) 軽易な応急・復旧作業
- (5) 災害ボランティアの受入事務

さらに、日本赤十字社その他の地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等との意見交換や研修の場を持つよう努めるとともに、これらの団体が積極的に参画できる防災訓練（災害ボランティアの受入訓練、避難所運営に関する訓練、災害ボランティアと行政や地域住民等が連携した訓練等）の実施等により、災害中間支援組織の育成・強化に努める。

また、災害ボランティアの受入れについて、平常時から自主防災会等住民との円滑な関係づくりに努める。

2 活動拠点の整備

市（くらし安心部）、社会福祉協議会は、災害時にボランティア活動の拠点となる施設として、総合福祉センター菖ヶ瀬会館のほか、市庁舎に近い施設を確保する。

第3 災害ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化

1 関係機関との連携

市（くらし安心部、福祉部）及び社会福祉協議会は、県と協力して、災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、日本赤十字社その他の地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等と連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図る。また、登録被災者援

護協力団体との平時からの連携強化に努める。

2 ボランティアの登録・周知

市（くらし安心部）及び社会福祉協議会は、ボランティアの登録制度を設置し、ボランティア活動の情報提供や周知を図る。また、広報活動、啓発活動等を通じて、災害ボランティア活動に関する事業者及び市民の関心と理解を深めるとともに、講演会やイベント等市民の参加を促進するため必要な措置を講ずる。

3 感染症の拡大が懸念される状況下における対応

感染症の拡大が懸念される状況下では、市（くらし安心部）及び社会福祉協議会は、感染予防措置を徹底し、ボランティア関係機関に対し感染予防措置の周知徹底を図る。

第4 県災害救援専門ボランティアの活用

市（くらし安心部、総務部、福祉部）は、大規模災害等が発生した場合、県災害救援専門ボランティアの派遣を要請することとし、あらかじめ受入体制の整備を図る。なお、県災害救援専門ボランティアの活動分野は次のとおり。

- (1) 救急・救助
- (2) 医療（医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、薬剤師、理学療法士、作業療法士）
- (3) 介護
- (4) 建物判定
- (5) 情報・通信
- (6) 手話通訳
- (7) ボランティアのコーディネート
- (8) 輸送

—参考—

- ボランティアの定義
災害ボランティアとは、「災害発生後に被災者の生活や自立を支援し、また、行政や防災機関等が行う応急対策を支援する自発的に能力や時間を提供する個人・団体をいう。
- ボランティアの区分
災害ボランティアは医師や看護師、通訳等専門的な技術や知識を活用する専門職ボランティアと一般ボランティアに区分される。
- ボランティアの所属
 - (1) 組織や団体に所属するボランティア
NGOやNPO、企業及び宗教団体等組織や団体に所属するボランティアで、自らの活動規範で活動する。
 - (2) 個人ボランティア
学生や勤労者で、組織や団体に所属せず、個人の資格で参加する。
 - (3) 後方支援や資金の提供
直接被災地で活動する支援でなく、被災地外で行う支援活動や資金、機材等の支援を行う。

第18節 水害対策の充実

担 当	市	福祉部、くらし安心部、建設水道部
	関係機関	北はりま消防本部
	関係団体	消防団、自治会、自主防災会

第1 水防訓練の充実

市（くらし安心部、建設水道部）は、消防団と協力し、自治会、自主防災会等と連携した水防訓練を行う。

（水防訓練内容）

- 土のうづくり、○ 水防工法、○ 水難救助訓練

消防本部は訓練指導に当たる。

第2 浸水想定区域、避難情報等の周知

市（くらし安心部）は、浸水想定区域の住民へ、避難所その他避難確保のため必要な事項を、市広報紙、洪水ハザードマップ等により周知する。

第3 浸水想定区域における避難確保措置

土砂災害警戒区域内に位置し、西脇市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設（資料編 9-1 要配慮者利用施設一覧に記載）の所有者又は管理者は、水害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、計画に基づく避難誘導等の訓練を実施する。避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対し、市（福祉部、くらし安心部）は同計画を作成するよう指示する。また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が報告した計画及び訓練結果について、市（福祉部、くらし安心部）は円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

第4 地下空間避難確保計画の作成指導等

市（建設水道部）は、浸水想定区域内に地下施設が建設される場合は、所有者、管理者等に国土交通省令に則した避難確保計画の作成を指示し、速やかに計画を公表するよう指導する。

また、これに該当しない特定少数の者が利用する地下空間の所有者、管理者、建設予定者についても、国土交通省の「地下空間における浸水対策ガイドライン」に基づき浸水対策、避難対策の普及を促進する。

第5 河川の改修事業の促進

市（建設水道部）は、県の行う河川改修事業、浸水対策事業の促進を図れるよう要請及びその推進に協力する。

第6 内水対策

市（建設水道部）は、内水対策事業を推進し、内水による浸水防止を図る。

第7 平成16（2004）年台風23号災害の教訓と継承

平成16（2004）年の台風23号は市域に多くの被害を及ぼした。市（くらし安心部、建設水道部）は、この災害を教訓とし、その被害及び応急対策の分析を行い、市の治水対策や防災対策へ反映させる。

資料

- 1-4 西脇市水防に関する条例
- 1-5 西脇市水防協議会条例
- 1-6 西脇市水防協議会委員名簿

第19節 土砂災害対策の充実

担当	市	福祉部、くらし安心部、建設水道部、産業活力再生部
	関係機関	県
	関係団体	

第1 警戒・避難体制の整備等

市（くらし安心部、建設水道部、産業活力再生部）は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）に基づく警戒区域の指定があったときは、地域防災計画に当該警戒区域ごとに、次の項目について定める。

- (1) 情報の収集及び伝達の方法
- (2) 土砂災害に関する予報又は警報発令の伝達
- (3) 避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害による被害を軽減するために必要な警戒避難体制に関する事項

第2 土砂災害による被害の軽減

市（くらし安心部、建設水道部、産業活力再生部）は、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難所に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒・避難が行われるために必要な事項について、次の方法等により、市民に周知するよう努める。

1 平常時からの防災意識の高揚を促すための方法

- (1) 土砂災害情報を記載した平面図の作成・公表
- (2) 土砂災害に対して警戒を要する区域であることを明示した看板の設置
- (3) 過去の土砂災害に関する情報の提供
- (4) 土砂災害発生のおそれを判断する基準雨量に関する情報の周知
- (5) 土砂災害ハザードマップの作成・更新・配布

2 緊急時の警戒・避難を促すための方法

- (1) 土砂災害警戒避難基準雨量を活用した情報の提供

■土砂災害警戒避難基準雨量（自主避難の目安雨量）

- | | |
|---|---|
| 1 | 連続雨量が 100 mm を超え、かつ、時間雨量が 30 mm を超えたとき。 |
| 2 | 連続雨量が 150 mm を超え、かつ、時間雨量が 20 mm を超えたとき。 |
| 3 | 連続雨量が 200 mm を超え、かつ、時間雨量が 10 mm を超えたとき。 |

- (2) 多様な手段による避難指示等の伝達

第3 土砂災害警戒区域における避難確保措置

土砂災害警戒区域内に位置し、西脇市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設（資料編 9-1 要配慮者利用施設一覧に記載）の所有者又は管理者は、関係機関

の協力を得て、土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとし、避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対し、市（福祉部、くらし安心部）は同計画を作成するよう指示する。

また、市（福祉部、くらし安心部）は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

第4 土砂災害防止工事の促進

市（建設水道部、産業活力再生部）は、県に対し土砂災害危険箇所の対策工事、治山対策工事の要請を行う。

第20節 重要施設の防災対策

担 当	市	くらし安心部、都市経営部、各部、西脇病院
	関係機関	県
	関係団体	ライフライン事業者等

第1 内容

1 重要施設の登録

市（くらし安心部、都市経営部、各部、西脇病院）は、病院や災害応急対策に係る機関が保有する施設等について、ライフライン事業者等から円滑な支援を受けられるよう重要施設として登録する。

重要施設の登録は、施設住所、担当者、非常用電源の設置状況、燃料確保先等をあらかじめ収集・整理し、重要施設リストを作成するよう努める。

作成した重要施設リストはライフライン事業者等と共有する。

2 平時の取組

重要施設の管理者は、平時から、防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、発災後72時間の業務継続が可能となる非常用電源の確保等を行う。

また、重要施設以外の施設管理者においても、同様に努める。

第2章 市民参加による地域防災力の向上

第1節 防災に関する学習等の充実

担当	市	くらし安心部、総務部、教育委員会
	関係機関	北はりま消防本部、各機関
	関係団体	各団体、施設管理者、自治会、自主防災会、市民

第1 市民に対する防災思想の普及

市（くらし安心部）及び防災関係機関は、市民一人ひとりが「自分の生命と財産は自分で守る。」ということの基本に、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育等の防災への積極的な取組を行うよう促すなど、自主防災思想の普及、徹底を図る。

第2 市民に対する防災知識の普及

市（くらし安心部）及び防災関係機関は、所管業務に関する次の事項等について広報し、市民の防災意識の高揚を図る。

1 普及方法

- (1) 出前講座、研修会、シンポジウムの開催
- (2) （仮称）地域防災を考える会の開催
- (3) 市ホームページの活用
- (4) テレビ、ラジオ、ひょうご防災ネット
- (5) 広報紙、パンフレットその他印刷物の活用
- (6) 訓練
- (7) 災害に関する市民意識調査
- (8) ひょうご防災特別推進員の派遣等による普及

2 普及内容

- (1) 市内の防災対策
- (2) 災害に関する知識と過去の災害事例
- (3) 災害に対する日頃の心得
 - ① 災害危険箇所周辺地域における災害危険性の把握
 - ② 家屋等の点検、家具の転倒防止対策
 - ③ 家族内の連絡体制の確保（「災害用伝言ダイヤル」の活用等）
 - ④ 火災の予防
 - ⑤ 応急救護措置等の習得
 - ⑥ 避難行動への妨げとなる心理状態の認識
 - ・ 避難行動への負担感

- ・ これまでの経験等のみに照らした危険性の判断
 - ・ 自身は被害にあわないという思い込み（正常性バイアス）
 - ⑦ 避難方法の確認等
 - ・ マイ避難カードの作成
 - ・ 警戒レベルに応じた避難のタイミングや安全な避難路の確認
 - ・ 緊急避難場所及び安全な親戚宅・ホテル・自宅等の多様な避難場所の確認
 - ・ 自身の置かれた状況に即した適切な避難行動の選択（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）
 - ・ 居住する市町内での避難が困難な場合の広域避難等の確認
 - ・ 避難の必要性の確認（安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと）
 - ⑧ 食料、飲料水、物資の備蓄（3日分）
 - ⑨ 非常持ち出し品の確認（貴重品、防災行政無線戸別受信機、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食等）
 - ⑩ 自主防災会の結成
 - ⑪ 要援護者（要配慮者）及び外国人への配慮
 - ⑫ ボランティア活動への参加等
 - ⑬ 自動車へのこまめな満タン給油
 - ⑭ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所等での飼育についての準備
- (4) 災害発生時の心得
- ① 災害発生時取るべき行動
 - ② 出火防止と初期消火
 - ③ 自宅及び周辺地域の被災状況の把握
 - ④ 救助活動
 - ⑤ 防災行政無線による放送、インターネット等による情報の収集
 - ⑥ 避難時における注意事項
 - ⑦ 避難所での行動
 - ⑧ 親戚・知人宅等も含めた多様な避難先の検討
 - ⑨ 避難所等での性暴力・DVなど「暴力は許されない」意識の徹底
 - ⑩ 自主防災会の活動
 - ⑪ 諸条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動
 - ⑫ 緊急地震速報を見聞きしたときにとるべき行動
 - ⑬ 生活再建に必要な行動（被災家屋の撮影等）

第3 市及び防災関係機関の職員が習熟すべき事項

- (1) 市及び防災関係機関の職員は、それぞれの業務を通じ、また、講習会・研修会、見学・現地調査、印刷物の配布等により、次の事項の習熟に努める。
- ① 各機関の防災体制と防災上処理すべき業務
 - ② 災害発生時の動員計画とそれぞれが分担する任務
 - ③ 各関係機関等との連絡体制
 - ④ 関係法令の運用

- ⑤ 災害発生原因についての知識
 - ⑥ 過去の主な災害事例と災害対策上の問題点等
- (2) 市（くらし安心部）は、職員共通の基本行動手順をまとめた初動マニュアルを全職員に周知するとともに、訓練や実災害の検証結果等を踏まえて随時見直しを図る。

第4 市の実施する研修等

1 職員

市（くらし安心部、総務部）は、全ての職員を対象として適宜次の研修等により、組織としての防災対応能力の向上に努める。

- (1) 人と防災未来センター災害対策専門研修
- (2) ひょうご防災カレッジの受講
- (3) 図上訓練・ロールプレイング演習
- (4) DIG（“災害” Disaster、“想像” Imagination、“ゲーム” Game）
- (5) 防災・危機管理 e-カレッジによる研修
- (6) 職員共通の基本行動手順をまとめた職員災害初動マニュアルの周知
- (7) その他一般研修

2 地域リーダー

地域の防災リーダーを養成するため、適宜次の施策を行う。

- (1) ひょうご防災カレッジの受講支援
- (2) ひょうご防災リーダー講座の受講支援
- (3) その他一般研修

第5 防災上重要な施設の職員等に対する教育

- (1) 防災上重要な施設における防災教育

災害予防責任者（施設管理者）は、職員に対し講習会や防災訓練等を通して防災意識の徹底を図る。

- (2) 防災関係機関における防災教育

災害予防責任者は、災害対策要員に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の管理・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。

※ 災害予防責任者とは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者である（災害対策基本法第47条）。災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行わなければならない（災害対策基本法第48条）。

第6 学校における防災教育

- (1) 市（教育委員会）は、学校における防災教育の推進を図るため、「学校における防災教

育指針」に基づき次の事項を行う。

- ① 防災教育推進連絡会議に参加し、防災教育推進上の次の諸課題の解決の方策を協議する。
 - ア 避難所指定に関わる学校と市（防災関連部局）、自治会、自主防災会との連携強化について（学校における避難所運營業務及び市への移行手順の策定）
 - イ 学校防災計画策定に関する課題整理と調整について
 - ウ 地域や消防団員等と連携した防災訓練の効果的実施方法について
 - エ 新たな防災教育実施上の課題の整理と調整について
 - ② 教職員の指導力を向上させるため、各種研修会、訓練等の充実を図る。
 - ア 一般教職員への研修会の参加促進
 - イ 防災教育推進指導員養成講座への参加促進
 - ウ 震災・学校支援チーム「Earth（アース）」養成研修への参加促進
- (2) 各学校は「学校防災計画」に基づき、学校防災体制の整備充実を図るとともに、次の事項について児童・生徒に対する地域の災害リスクに基づいた防災・減災教育を推進する。
- ① 学校防災体制の整備充実
 - ア 災害発生時の初動体制の確立
 - イ 学校独自の「災害対応マニュアル」の作成
 - ② 安全教育の充実
 - ア 年間指導計画に基づく系統的・計画的な指導
 - イ 起震車等の体験型防災訓練などの実施
 - ウ 救急救命措置に関する知識・技能の習得
 - エ 「1.17は忘れない」地域防災訓練の実施
 - ③ 自助、共助に対する意識の向上
 - ア 防災教育指導用テキストの活用
 - イ 防災学習の実践
 - ④ ボランティア教育の推進
 - ア ボランティアの理念等についての学習機会の充実
 - イ 実践的活動の促進

第7 事業所における防災教育

多数の者が勤務する事業所、危険物を取り扱う施設は、社員・顧客の安全、経済活動の維持や地域への貢献を果たすため、自衛消防組織を核に災害を未然に防止するとともに、被害を最小限にとどめる。

- (1) 自衛消防組織
 - 自衛消防組織（消火班、通報連絡班、避難誘導班）の班別、あるいは総合訓練を実施し、災害対応力の向上を図る。
- (2) 行動マニュアルの作成
 - 普段の心構え、災害時の心構え・行動を記述したマニュアルを作成し、災害時にとるべき行動を確認する。
- (3) 社員研修会

学識経験者、防災関係機関等の専門職員を講師に招き、災害の特徴と今後の対策等について学習する。

第2節 自主防災会の育成

担当	市	くらし安心部、福祉部
	関係機関	北はりま消防本部
	関係団体	消防団、自治会、自主防災会

第1 方針

市（くらし安心部）は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災会（自主防災組織）の組織化と既に組織化されている自主防災会の活性化を図る。

市民は、災害対策基本法第7条第3項の規定に基づき、自主防災会に積極的に参加し、地区内の防災に寄与するよう努める。

第2 自主防災会の編成基準

1 自主防災会の規模

自主防災会は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、防災活動が効果的に実施でき、市民が連帯感をもてるよう適正な規模で編成する。

2 自主防災会の編成

自主防災会がその機能を十分に発揮するためには、会が実施すべき業務をあらかじめ定め、各自が平常時及び災害時に分担する任務を明確にしておくことが必要である。

このため、会は活動内容をもとにして班（総務班、情報班、消火班、避難誘導班、救出救護班、給食給水班、衛生班、災害時要援護者（避難行動要支援者）支援班等）をつくり、担当者を割り当てておくようにする。

また、大きな組織にあつては、会をいくつかのブロック（地区）に分け、ブロックごとに班を設けて活動に当たるようにする。

3 編成上の留意事項

- (1) 消防職員OB、消防団員OB、警察官OB、看護師、女性及び若者の参加と昼夜別々の組織編成の検討
- (2) 水防班、がけ崩れの巡視班等地域の実情に応じた対応
- (3) 事業所の自衛消防組織や従業員の参加
- (4) 地域的片寄りの防止と専門家や経験者の活用

第3 活動

自主防災会は、市と協議の上、それに基づき自らの規約、運営マニュアル及び地区防災計画を定め、活動を行う。

市（くらし安心部）は、自主防災会の規約や運営マニュアルの作成を支援する。

1 運営マニュアルの内容

- (1) 自主防災会の編成と任務分担に関する事。 (役割の明確化)
- (2) 防災知識の普及・啓発に関する事。 (普及・啓発事項、方法等)
- (3) 防災訓練に関する事。 (訓練の種別、実施計画等)
- (4) 情報の収集・伝達に関する事。 (収集・伝達方法等)
- (5) 出火防止・初期消火に関する事。 (消火方法、体制等)
- (6) 水防への協力活動に関する事。 (出動方法、体制等)
- (7) 救出・救護に関する事。 (活動内容、医療機関への連絡等)
- (8) 避難誘導及び避難生活に関する事。 (避難誘導、災害時要援護者 (避難行動要支援者) への対応、避難所の自治運営等)
- (9) 給食・給水に関する事。 (食料・飲料水の確保、炊き出し等)
- (10) 防災資機材等の備蓄・管理に関する事。 (調達計画、保管場所、管理方法等)

2 自主防災会の活動内容

- (1) 平常時の活動
 - ① 風水害、地震等防災に関する知識の向上
 - ② 防災関係機関・隣接の自主防災会等との連絡
 - ③ 地域の危険度の把握 (山崩れ・がけ崩れ、危険物施設、延焼拡大危険地域等)
 - ④ 地域の消防水利 (防火水槽、消火栓、河川、井戸等) の確認
 - ⑤ 家庭内の防火・防災等予防上の措置
 - ⑥ 地域の情報収集・伝達体制の確認
 - ⑦ 避難所・医療救護施設の確認
 - ⑧ 防災資機材、非常食等の整備、管理
 - ⑨ 防災訓練の実施等
 - ⑩ 災害時要援護者 (避難行動要支援者) 情報の把握、支援計画の作成
- (2) 災害発生時の活動
 - ① 初期消火と延焼防止
 - ② 水防への協力活動
 - ③ 負傷者の救出
 - ④ 地域住民の安否確認
 - ⑤ 情報の収集・伝達
 - ⑥ 避難誘導、避難所の自主運営
 - ⑦ 災害時要援護者 (避難行動要支援者) への支援
 - ⑧ 給食・給水の確保
 - ⑨ 近隣地域への応援等
 - ⑩ 周囲の状況や被害状況を市へ報告

3 その他

自主防災会は、訓練等を通じ、消防団との連携を図るとともに、企業の自衛防災組織との協力体制を構築する。

第4 育成強化対策

市（くらし安心部）は、自治会組織を中心とした自主防災会の結成を促進するとともに、自主防災活動の活性化のため、次の事項を支援する。

- (1) 啓発資料の作成
- (2) 各種講演会、懇談会等の実施
- (3) （仮称）地域防災を考える会等を通じた情報の提供
- (4) 各コミュニティへの個別指導・助言
- (5) コミュニティごとの訓練、研修会の実施
- (6) 顕彰制度の活用
- (7) 地域防災リーダーの育成（県の講座への参加）

資料

15-1 自主防災会等一覧

第3節 児童生徒の安全確保対策

担 当	市	教育委員会
	関係機関	
	関係団体	市民

第1 通学路等の設定

1 通学路の設定

通学路等については、学校、保護者、地域等の関係者により現地踏査し、校区内の様々な状況下における危険箇所を把握し点検を行い、学校が決定し、教育委員会に届ける。

2 う回路の設定

異常気象時の通学路の状況を把握するとともに、異常が生じた場合に備え、必要に応じてう回路を設定する。

3 気象情報等の収集方法の確認

気象情報については、インターネット、にしわき防災ネット、防災関係機関から情報を収集する。

4 児童、生徒等の保護者引渡し

児童、生徒等の保護者引渡し後の誘導方法については、保護者と確認しておく。

5 こども園児の登降園

こども園児の登降園については、原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添い、こども園児の安全を図る。

第2 登下校の安全指導

1 危険箇所の周知

通学路における危険場所について児童、生徒等へ注意を喚起し保護者への周知徹底を図る。

2 児童、生徒等の指導

登下校時における危険を回避できるよう児童、生徒等に対して具体的な注意事項を挙げ指導する。

第4節 企業等の自衛消防組織と地域防災活動への参画促進

担当	市	くらし安心部
	関係機関	北はりま消防本部
	関係団体	事業所

第1 企業の平常時対策

市内の企業は、平常時から次の対策に努めることとし、市（くらし安心部）、消防機関（北はりま消防本部）は、その実施を促進するため、アドバイス等の支援を行う。

- (1) 自衛消防組織の育成
- (2) 防災訓練の実施
- (3) 地域の防災訓練への参加
- (4) 防災マニュアル（災害時行動マニュアル）の作成
- (5) 防災体制の整備
- (6) 防災資機材、非常食等の備蓄
- (7) 事業継続計画（BCP）の策定（施設の防災力強化、被害想定に基づく復旧計画、計画の点検・見直し等）
- (8) 従業員の消防団への入団等、消防団への積極的な協力

第2 災害時に企業が果たす役割

- (1) 従業員、顧客の安全
- (2) 経済活動の維持
- (3) ボランティア活動への参加、帰宅困難者支援等地域への貢献
- (4) 地元自主防災会との連携

第3 事業所の自衛消防組織

市内の企業は、自衛消防体制を整備・充実させる。

また、市（くらし安心部）、消防機関（北はりま消防本部）は、自衛消防組織の育成指導及び防災マニュアルの作成を支援し、防災意識の向上と防災訓練等への参加を促進する。

1 対象施設

- (1) 多数の者が利用する施設（ホテル・旅館、学校、病院、大規模小売店等）
- (2) 危険物等を取り扱う施設（石油類、高圧ガス、毒劇物、放射性物質等を貯蔵又は取り扱う施設）
- (3) 従業員の多い事業所等で、自衛消防組織を設置することが効果的な施設
- (4) 複数の事業所が共同して消防組織を設置する必要がある施設（雑居ビル）等

2 自衛消防計画の作成

(1) 予防計画

- ① 予防管理組織の編成
- ② 火気使用施設、危険物、準危険物、特殊可燃物等の点検整理
- ③ 消防用設備等の点検整備

(2) 学習訓練計画

- ① 防災学習
- ② 防災訓練

(3) 応急対策計画

- ① 応急活動組織の編成
- ② 情報の収集・伝達
- ③ 出火防止及び初期消火
- ④ 避難誘導
- ⑤ 救出救護

3 自衛消防組織の活動

(1) 平常時

- ① 防災訓練
- ② 施設及び設備等の整備及び取扱訓練
- ③ 従業員等の防災に関する教育の実施
- ④ 地元自主防災会との連携

(2) 災害時

- ① 情報の収集・伝達
- ② 出火防止及び初期消火
- ③ 避難誘導
- ④ 救出救護

第3章 地域防災基盤の整備

第1節 防災基盤・施設等の整備

担当	市	くらし安心部、各部
	関係機関	北はりま消防本部
	関係団体	

第1 防災基盤整備事業計画

市（各部）は、本計画及び防災に関する調査の結果等に基づき、次のような施設・設備の整備を要する場合は、整備事業計画を策定し、事業を促進する。

市（くらし安心部）は、各部が作成する個別計画（事業の目的、効果、種類、事業量等）を取りまとめ、県と協議する。

■防災基盤整備事業の概要

区分	事業例
防災施設整備事業	防災拠点施設、防災資機材等備蓄施設、専用ヘリポート・臨時ヘリポート、非常用電源、消防水利施設（防災井戸、耐震性貯水槽、防火水槽）、初期消火資機材（小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車、小型動力ポンプ積載車）、拠点避難地、避難路、避難所における防災機能の強化
防災システムのIT化事業	防災情報通信施設・設備整備（防災行政無線、防災情報システム、震度計・自動震度警報装置等）
消防広域化対策事業	自主防災組織等のための訓練・研修施設等

市は、防災基盤整備事業計画に基づき、防災基盤整備事業の計画的執行に努める。

また、所有者不明土地を活用した備蓄倉庫の整備等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を検討する。

なお、本事業には、防災対策事業債が充当され、その元利償還金の一部については、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入され、地方交付税措置が講じられる。

第2 公共施設等耐震化事業計画

市（各部）は、公共施設の耐震化について、事業の目的、効果、種類、事業量等を記載した公共施設等耐震化事業計画を取りまとめ県と協議する。

■公共施設等耐震化事業の概要

公共施設等耐震化事業は、次のような施設であって、地域防災計画上その耐震改修を進める必要のある施設を対象とする。

- ① 地域防災計画上の避難所とされている公共施設及び公用施設
- ② 災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設（庁舎を含む。）
- ③ 不特定多数の者が利用する公共施設（橋りょう等の道路、歩道橋等の交通安全施設等を含む。）等

なお、建築物については、原則として、非木造の2階以上又は延床面積200㎡以上の建築物であって、地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものを対象とする。また、耐震改修には、耐震化を目的とする当該施設の一部改築又は増築を含むが、当該施設の全部改築は対象としない。

市は、公共施設等耐震化事業計画に基づき、公共施設等耐震化事業の計画的執行に努める。

なお、本事業には、防災対策事業債が充当され、その元利償還金の一部については、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入され、地方交付税措置が講じられる。

第3 地震防災緊急事業五箇年計画

市（各部）は、県が作成した地震防災緊急事業五箇年計画に計上している事業の円滑な推進を図る。

資料

13-1 地震防災緊急事業五箇年計画

第2節 都市の防災構造の強化

担当	市	建設水道部、教育委員会
	関係機関	県、兵庫国道事務所
	関係団体	

第1 市街地の防災対策

市（建設水道部）は、次の方針により市街地の防災対策を推進する。

1 自然と共生した防災性の高い計画的な市街地整備

自然地形特性や土地利用現況など地域固有の条件を踏まえ、防災性の高い市街地整備を図る。

2 市街地ネットワークの強化

道路による多方向アクセスの確保、沿道土地利用の保全・整備などにより道路空間の防災性・安全性の向上などに努め、市街地ネットワークの強化を進める。

3 空家の確認

市（建設水道部）は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

第2 避難地・避難路の整備

西脇市の市街地は、延焼火災に対する危険が高い。このため市街地における広場、道路等の整備に当たっては、避難地、避難路としての機能が果たせるようにする。

第3 都市整備の推進

市（建設水道部）は、公共空地等の設置、建築物の耐震化等の推進を図り、災害に強い基盤整備に努める。

第4 街路樹、公園樹木の予防対策

市（建設水道部）は、街路樹、公園樹木の予防対策を推進する。

1 街路樹等のせん定の実施

平常時から、風害を受けやすい街路樹のせん定を実施し、風による被害を最小限に止めるように努める。

2 支柱補強の実施

平常時から、街路樹等の点検をし、巨大な樹木や根の不安定な樹種等に対し、支柱の補強を実施するなど、倒伏の予防に努める。

3 老巨木の枝切りの実施

公園内、市道上等の老齢、巨大な樹木の枝など、台風等により倒伏又は落下のおそれのある場合は切除し、人命に対する危害予防と家屋の損壊を未然に防止するよう努める。

第5 その他の施設の整備

公共施設の管理者は、災害の発生、発生後の対処等に配慮し、次の施設整備に努める。

1 道路施設の整備

道路管理者は、緊急輸送路等、地震時や洪水氾濫時に機能する道路施設の整備に努める。

2 河川施設の整備

河川管理者は、延焼遮断帯並びに防災活動拠点等として利用できる河川整備を進める。

3 公園施設の整備

公園管理者は、災害時に避難地としての機能を果たす公園施設の整備に努める。

4 学校施設の整備

学校管理者は、災害時に地域住民の避難、救護の拠点として利用されることを考慮し、施設の耐震耐火性の向上に努める。

第3節 水害防止施設等の整備

担当	市	産業活力再生部、建設水道部
	関係機関	県
	関係団体	

第1 河川、排水路の改修等に関する治水事業の促進

市（建設水道部）は、台風や集中豪雨等による浸水被害を軽減するため、市管理河川の改修、幹線排水路、樋門等の改良、排水ポンプ等の整備に努める。

県管理河川については、県に河川改修事業の促進を強く要請する。

また、住宅地の造成等により土地形状の変貌が著しい地域においては、流出量の変化、強雨による水害を防除するとともに、周辺排水路の整備状況に合わせ、開発指導を行う。

なお、重要水防区域、樋門等の水防上重要となる箇所、施設等については、定期的に点検を行い対策の基とする。

第2 ため池施設の整備

市（産業活力再生部）は、「豊かなむらを災害から守る月間」（6月1日～6月30日）を中心に、ため池のパトロールを実施し、危険箇所の早期発見に努める。

また、老朽化したため池について、国、県の補助事業等を活用して改修するなど災害の防止に努める。

第3 ため池災害の普及啓発

市（産業活力再生部）は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、被害を与えるおそれのあるため池について、緊急時の迅速な状況把握や避難行動につなげる対策として、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、ハザードマップの作成・周知等、避難に係る判断に必要な情報を地域住民等に提供する。

資料

- 2-1 重要水防箇所一覧
- 2-2 ダム一覧
- 2-3 特定（農業用）ため池一覧（兵庫県農林水産部所管）
- 2-10 主な樋門・水門施設一覧

第4節 建築物等の耐震性の確保

担当	市	各部
	関係機関	各機関
	関係団体	

第1 計画的かつ総合的な耐震化の推進

市（建設水道部）は、計画的に耐震改修を進めるため、県耐震改修促進計画との整合性を確保しつつ、耐震改修促進計画を作成し、昭和56（1981）年建築基準法施行令改正前の既存建築物の耐震改修を推進する。

第2 一般建築物耐震化の促進

市（建設水道部）は、西脇市耐震改修促進計画に基づき、県が定める「ひょうご住まいの耐震化促進事業」と「西脇市簡易耐震診断推進事業規程」及び「西脇市住宅耐震化促進事業補助金交付規程」に沿って、一般建築物の耐震改修を促進する。

1 西脇市住宅耐震化促進事業

2 西脇市簡易耐震診断推進事業

制度の内容については、資料編 12-5 住宅の耐震事業制度に記載

3 耐震強化の普及啓発

市（建設水道部）は、住宅の耐震性に関する普及・啓発を行い、耐震診断等を促進する。

(1) 市民への普及啓発

耐震診断助成制度等の資料配付、ホームページ作成等により、耐震化が所有者の努力義務である旨と必要性、助成制度等の普及啓発を行う。

(2) 建築物相談への対応

兵庫県建築設計事務所協会は建築物の防災に関する相談、問合せに対応する。

(3) 耐震診断の促進

必要に応じ、兵庫県建築士会その他の団体と協力して個々の建築物の防災診断の実施に努める。

(4) 建築基準法令の普及

関係団体に対し、耐震性の確保を図るためにも建築基準法に定められた中間検査の受検等の適正な実施についての協力を要請し、遵法精神の高揚に努める。

(5) 家具等の転倒防止の啓発

家具の転倒防止についてホームページ等において普及啓発を行う。

第3 公共施設等の耐震化

市（各部）及び防災関係機関は、次の耐震化措置を講じる。

- (1) 所有施設について大地震時の安全性を確保するため、年次目標を設定して耐震診断、改築、改修工事等を効果的に行う。
- (2) 新たに建築する施設について、建築物の用途に応じ、耐震性の強化を図る。
- (3) 防災上重要な施設が大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、ライフライン系統の不測の事態に備え、次の対策に努める。
 - ① 耐震性に考慮した機器類の取付け
 - ② バックアップ機能の充実
 - ③ 早期復旧ができる設備の構築
 - ④ 自己電源の確保
 - ⑤ 自己水源の確保
 - ⑥ 消火・避難経路の確保
 - ⑦ 情報通信システム等を稼働させるための必要な諸設備の確保
 - ⑧ 排水処理（汚物処理を含む。）備品の確保

第4 落下等の防止対策

1 落下防止対策

市（各部）及び防災関係機関は、所管施設について、強化ガラス、網入ガラス、飛散防止フィルム等の使用により窓ガラス飛散防止対策を実施する。

また、広いガラス面をもった建築物、外壁面に広告物や空調機器をもった建築物に対し、落下物防止対策の普及、啓発等の対策を実施する。

2 樹木等倒壊防止対策

市（建設水道部）は、立枯れしている樹木や据え付けの悪い自動販売機等の所有者、管理者に対して、転倒、倒壊防止措置の普及啓発を行う。

3 ブロック塀倒壊防止対策

市（建設水道部）は、ブロック塀の倒壊防止対策の実施に努める。

- (1) ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法の普及啓発
- (2) ブロック塀の危険箇所の調査
- (3) 危険なブロック塀の造り替えや生け垣化の奨励
- (4) 建築基準法の遵守指導

第5節 地盤災害の防止施設等の整備

担当	市	建設水道部、産業活力再生部
	関係機関	県、北はりま消防本部
	関係団体	

第1 砂防・地すべり・急傾斜地崩壊対策設備の整備

市（建設水道部）は、次のことを行う。

- (1) 土砂災害危険箇所及び警戒避難に必要な情報の市民への周知
 - (2) 県の行う砂防事業等への協力
 - (3) 土砂災害危険箇所へのパトロールの強化、合同調査の実施等災害の未然防止
- なお、警戒避難体制の整備や危険地区の周知については、第1章第19節に示す。
土砂災害危険箇所等の一覧は資料編に示す。

第2 治山施設・土地改良施設の整備

市（産業活力再生部）は、山林の土砂崩壊、土砂流出の防備等災害防止と水源かん養、水資源確保のための治山事業については、国及び県に対して事業促進を強力に要請する。

また、災害防止はもとより、水源かん養、水資源確保、森林資源の増大のため、森林の整備推進を図るとともに、治山治水機能を強化するため治山事業を実施し、保安林の育成強化を図るなど必要な措置を行う。

- (1) 土砂災害危険箇所及び警戒避難に必要な情報の市民への周知
 - (2) 県の行う治山事業等への協力
- 土砂災害危険箇所等の一覧は資料編に示す。

第3 宅地造成等の規制

市（建設水道部）は、必要に応じ、県、消防本部と協力して、梅雨期及び台風期に備えて、宅地防災パトロールを実施し、県が行う措置について協力をする。

以下の行為に関して必要な措置は県が行う。

- (1) 防災措置についての文書による指導
- (2) 宅地所有者等関係者の聴聞、勧告
- (3) 法令に基づく工事の停止、宅地の使用禁止及び必要措置の命令
- (4) 法令に基づく改善命令

第4 災害危険区域対策の実施

市（建設水道部）は、災害の危険性が著しい地区について、必要に応じて建築基準法第39条に基づく災害危険区域の指定を県と協議する。

資料

- 2-4 土石流危険溪流等箇所一覧（兵庫県県土整備部所管）

- 2-5 急傾斜地崩壊危険箇所一覧（兵庫県県土整備部所管）
- 2-6 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧（兵庫県県土整備部所管）
- 2-7 山腹崩壊危険地区一覧（兵庫県農政環境部所管）
- 2-8 崩壊土砂流出危険区域一覧（兵庫県農政環境部所管）
- 2-9 宅地造成工事規制区域一覧

第6節 交通関係施設の整備

担当	市	建設水道部、くらし安心部
	関係機関	県、兵庫国道事務所
	関係団体	

第1 道路施設の整備

道路管理者は、災害時の緊急輸送ネットワークの確保を考慮し、防災点検結果等を踏まえ、災害に強い施設整備を進める。

また、道路管理者は、緊急輸送予定路線を優先しつつ、災害対応に当たり柔軟性を考慮した道路施設の整備を進めるとともに、災害危険箇所を抽出し、事前通行規制システムの導入を進める。

市（建設水道部）は、市管理部分について緊急性の高い道路の耐震化、落石防止対策を推進する。さらに、市街地内等では、道路幅員が狭いため、消防自動車などによる消防・救急・救助等の応急対策活動に支障をきたす場合が想定される。このため、道路改良や安全施設の整備等を図り、迅速で円滑な活動が可能となるよう道路整備に努める

- (1) 国や県の道路整備計画に合わせ、市の幹線道路整備事業等により円滑で効率的な道路ネットワークを形成する。
- (2) 幹線道路が災害によって交通不能となった場合のう回路又はバイパスを設定し、その通行確保に努める。
- (3) 水害により絶えず路面が水没する箇所及び道路決壊のおそれがある箇所に対し、これを防止するため措置を講じる。
- (4) 大雨等による土砂崩れや落石の危険が高い道路は、危険防止のための措置を講じる。

第2 臨時ヘリポートの整備

市（くらし安心部）は、被害が集中する地区の分布、災害拠点病院、災害対応病院、救護所、緊急輸送道路とのネットワーク等を考慮し、ヘリコプター臨時離着陸場の調査・選定と指定を進める。

また、あらかじめ指定済みのヘリコプター臨時離着陸場の運用体制（要員の配備等）を整える。

■兵庫県消防防災ヘリコプター臨時離着陸場一覧

区分	名称	所在地	規模
緊急用ヘリポート	重春グラウンド	野村町	90×100m
緊急用ヘリポート	黒田庄グラウンド	黒田庄町前坂	120×70m
緊急用ヘリポート	県民広場	鹿野町	80×140m
緊急用ヘリポート	城山公園多目的広場	鹿野町	80×150m
自衛隊ヘリポート	東中学校グラウンド	鹿野町	90×90m

※上記グラウンドが車両の仮置場等に使用された場合、西脇工業高等学校のグラウンド等とする。

資料7-2 兵庫県消防防災ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧

第7節 ライフライン関係施設の整備

担当	市	産業活力再生部、建設水道部
	関係機関	関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、NTT西日本株式会社、株式会社NTTドコモ、NTTドコモビジネス株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、(一社)兵庫県LPガス協会
	関係団体	伊丹産業株式会社、保安センター東播有限会社

第1 電力施設の整備等（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

1 電力施設の予防

- (1) 災害発生の予知について气象台等との連携を密にし、次の手段によりの確な情報の入手に努める。
 - ① 気象レーダーによる気象情報の把握
 - ② ロボット雨量計による雨量情報の把握
- (2) 災害に対する予防について、恒久的設備計画に関して次の対策を推進する。
 - ① 台風、洪水、集中豪雨対策
 - ② 雷害対策
 - ③ 雪害対策
 - ④ 災害時の電力通信対策
 - ア 主要通信系統の2ルート化
 - イ 健全回線への切替えによる応急連絡回線の確保
 - ウ 通信用電源の確保
 - エ 衛星通信システムの配備
 - オ 移動無線応援体制の整備
 - カ 近畿地方非常通信協議会加入による地方各機関との相互協力
- (3) 電気施設予防点検については、電気設備に関する技術基準の定めるところに適合するように定期的に工作物の巡視、点検及び一般需要家の電気工作物の調査を行う。

2 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害対策用資機材等の確保及び輸送に関し、次の事項についての的確な運用を行う。

- (1) 資機材等の確保

本店、支社等および業務機関は、災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。
- (2) 資機材等の輸送

本店、支社等および業務機関は連携し、災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。
- (3) 災害対策用資機材等の広域運営

本店は、災害対策用資機材等の保有を効率的に行うとともに、災害時の不足資機材の調

達を迅速、容易にするため、他電力会社および電源開発株式会社等と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。

3 公衆災害、二次災害防止

- (1) 電気工作物の適正管理を推進するために、次の具体的事項について対策を実施する。
 - ① 樹木接触、看板接触等による漏電の防止措置
 - ② 引込巡視、定期絶縁検査の計画実施
 - ③ 不良電気施設（需要家）の改修促進
- (2) 災害時における感電や火災等の公衆災害、二次災害を防止するため、平常時から次の対策を実施し、需要家の防災意識の向上に取り組む。
 - ① テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びパンフレット、チラシ等の各種広報媒体を活用した電気保安上の注意点についての電気事故予防PR活動の実施
 - ② 自家用、特高需用家との連絡協調体制の確立、保安上の注意喚起の実施

4 防災訓練

本店、支社等および業務機関は連携し、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。なお、訓練実施に当たっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。

また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

5 防災教育

本店、支社等および業務機関は連携し、災害に関する専門知識の普及、関係法令集・各種パンフレットの配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

6 迅速な復旧活動に係る相互連携強化策

非常事態において、広域的な連絡体制を早期に確立し、自治体や関係機関等と連携して迅速な復旧活動を実施するため、相互連携強化策として次の事項を実施する。

- (1) 災害時のオープンスペース利用等に関する自治体との協定締結
- (2) 復旧に係る協働体制等に関する自衛隊との協定締結
- (3) 災害時優先道路の緊急通行に係る警察等との連携
- (4) 工業用水等の早急な確保等に係る自治体等との協議の実施
- (5) 災害時の設備調査等の協力に関する電気工事組合等との協定締結
- (6) 燃料利用等に関する関係企業との協定締結
- (7) 他のライフライン事業者や報道機関等と災害時のリアルタイムな情報共有化を目的とした「Lアラート」の活用

7 安定的な電力供給に向けた連携強化

県、関西電力送配電は、倒木等により送配電網や啓開作業等に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の強化に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力を努める。

第2 ガス施設の整備等（伊丹産業株式会社 西脇都市ガス事業所・保安センター東播有限会社）

伊丹産業株式会社西脇都市ガス事業所、保安センター東播有限会社は、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にするガス施設の整備と、それに関連する防災対策を推進する。

1 ガス供給設備の予防

風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋りょう架管及び浸水のおそれのあるマンホール内の整圧器等を巡回点検する。

2 保安対策

導管関係については、ガス事業法に基づき保安対策を行う。

(1) 漏えい調査

- ① ボーリング調査
- ② 嗅覚調査（導管埋設沿道の人孔類、雨水会所止水栓等）
- ③ 橋りょう架管調査
- ④ 地下埋設物調査（バルブ水取器ほか）

(2) 水取器、バルブの維持管理

- ① バルブ（伊丹産業保安規程による。）
- ② 水取器（伊丹産業保安規程による。）

(3) 予防対策

新たに建設する本支管については、地震対策上有効な材料・工法を使用する。（低圧：ポリエチレン管、中圧：ダクタイル鋳鉄管・溶接継手鋼管）

3 防災体制の整備

(1) 要員の確保

被害状況に応じて従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員できるよう把握する。

(2) 教育訓練

災害発生時の非常体制の確立、情報収集、緊急措置、他機関との協力体制、復旧手順等について必要な教育を定期的に行うとともに、事業所単位での訓練を適宜実施する。

4 需要家防災対策

(1) 通常業務における防災上の考慮

- ① 各需要家のメーター入口手前に全てガス栓を取り付け、このガス栓を閉止すればガスを遮断できる構造とするとともに、マイコンメーターを設置し、一定量以上や一定時間以上のガス流量を検知した場合又は約 200ガル（震度5強相当）の揺れを検知した場合、

ガスを自動的に遮断する構造とする。

② 重要建物については、外部から供給を遮断することができる構造とする。

③ 地盤沈下対策として、損傷のおそれのある供給管については、ポリエチレン管を使用し地盤沈下への対応を図る。

(2) ガス安全使用強調運動

冬期のガス需要期をひかえた11月を安心ガスライフ21運動期間として、ガス事故の防止を図るため、ガスの正しい使い方を周知徹底する。

第3 鉄道施設の整備等（西日本旅客鉄道株式会社 加古川管理駅）

鉄道施設の災害防止については、線路諸設備の実態を把握し、併せて周囲の諸条件を調査して、災害等異常時においても常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行い、災害を予防するためおおむね次の事項について計画を実施する。

(1) 橋りょうの維持補修及び改良強化

(2) 河川改修に伴う橋りょう改良

(3) 法面及び土留の維持補修及び改良強化

(4) 線路周辺の環境、条件の変化による災害予防の強化

(5) 地震に対する災害防止対策の確立

(6) 台風及び強風雨時における線路警戒態勢の確立

(7) その他防災上必要な設備改良

第4 通信施設の整備等（NTT西日本株式会社 兵庫支店）

1 通信施設の確保

災害対策基本法により会社がとるべき地震防災に関する措置について、基本となる事項を定める。

(1) 災害予防施設

① 建物設備

建物は、耐震、耐火等独自の構造設計指針により設計されている。

② 電力施設

ア 停電対策用予備エンジンの設置、整備及び長時間容量蓄電池の設置

イ 電力用各種装置の災害対策の整備充実

③ 通信設備

ア とう道（共同溝を含む。）網の拡充

イ 通信ケーブルの地中化の推進

ウ 地下埋設物等注意標識板の整備・充実

エ 災害対策機関の通信回線は、当該加入者との協議により加入者伝送路の2ルート化を推進

オ 主要な伝送路の多ルート構成又はループ化の推進

カ 中継交換機及びIP網設備の分散設置

2 災害対策用機材

(1) 通信途絶防止用無線網の整備

通信途絶時に備え、可搬型無線機等を整備する。

(2) 災害対策用機器の整備、充実

対策用資機材として、次の項目について整備充実を図る。

- ① 応急復旧ケーブル
- ② 非常用可搬形デジタル交換装置、汎用多重化装置衛星車載局、ポータブル衛星通信システム
- ③ 移動電源車、可搬型発動発電機
- ④ 排水ポンプ

3 防災訓練の実施

災害発生に備え、災害対策機器の取扱方法の熟知、情報連絡体制の充実と防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災訓練等を計画的に実施するとともに、地方行政機関が主催する防災訓練に積極的に参加する。

(1) 演習内容

- ① 演習の種類
 - ア 災害対策情報伝達演習
 - イ 災害対策演習
 - ウ 大規模地震を想定した復旧対策演習
- ② 演習方法
 - ア 広域規模における復旧シミュレーション
 - イ 事業所単位での、かけつけ、情報伝達演習
 - ウ 防災関係機関における防災総合訓練への参加

第5 水道施設の整備等

市（建設水道部）は、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする水道施設の整備と、それに関連する防災対策を推進する。

(1) 水道施設の耐震化

次の重要度の高い基幹施設等について、施設の新設・拡張・改良とあわせて計画的に耐震化を進める。

- ① 重要度の高い基幹施設
 - ア 浄水場、配水池等の構造物
 - イ 主要な管路
- ② 防災上重要な施設
 - ア 避難所、救急病院
 - イ 社会福祉施設
- ③ 水道施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な施設
 - ア 情報伝送設備

- イ 遠隔監視・制御設備
- ウ 自家発電設備
- (2) 水道施設の保守点検
水道施設の維持管理に当たり巡回点検を行う。
- (3) 水道施設の更新等
老朽施設（管路）を計画的に更新することとする。
 - ① 耐震性の高い管材料の採用
 - ② 耐震性伸縮可撓継手の採用
- (4) 断水対策
基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水区域ブロック化（緊急性遮断弁の設置）による被害区域の限定化を図る。
- (5) 図面の整備
緊急時において、適切な対応がとれるよう平常時から図面等の整備を図り、施設の現況を把握する。
- (6) 系統間の相互連絡
導水管路・送水管路及び配水幹線が被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、導水・送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。
- (7) 「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく相互応援活動
県内の各市町及び各水道事業者において締結された「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」をはじめ、「災害発生時における日本水道協会関西支部内の相互応援に関する協定」、「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」及び「近畿2府5県の府県営及び大規模水道用水供給事業者の震災時等の相互応援に関する覚書」に基づき、災害対策資機材の備蓄状況などの災害対策に関する情報交換や連絡方法等、必要な事項の協議及び調整を定期的に行い、災害時における相互応援活動が円滑に行われるよう努める。
- (8) 水道災害対策行動指針等の作成
応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成するよう努める。
- (9) 災害時用の資機材の整備
必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておく。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておく。
- (10) 教育訓練及び平常時の広報
災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、平常時から、次の事項を中心とした教育訓練等を実施する。
 - ① 職員に対する教育及び訓練
 - ア 教育防災体制・災害救助措置などに関する総合的かつ計画的な研修会・講習会の開催
 - イ 訓練動員行動計画に基づく訓練
 - ② 市民に対する平常時の広報及び訓練
 - ア 広報
事前対策及び災害対策、飲料水の確保、給水方法の周知徹底、水質についての注

意、広報の方法

イ 訓練

給水訓練等

第6 下水道施設の整備等

市（建設水道部）は、災害発生時において下水道がその機能を保持できるよう次の対策を講じる。

(1) 下水道施設の耐震化

下水道施設管理者は、「重要な幹線等」と「その他の管路」に区分し、次の点を主眼に耐震設計を行う。

- ① 新基準に基づく対策の実施
- ② 耐震性の高い材料の採用
- ③ 伸縮可撓継手の採用

(2) 下水道施設の機能保持

下水道施設が被害を受けた場合の機能の全面的な停止を防ぐため、ポンプ、吸排水車等による施設のネットワーク化による広域的な排水能力の共有などにより機能確保を図ることとする。

- ① 重要な施設の複数化
- ② 自家発電設備の整備

(3) 下水道施設の保守点検

平常時においても、次のとおり巡視及び点検等を行い、老朽施設、故障箇所^との改善を実施する。

- ① 下水道台帳の整備
- ② 災害履歴の作成
- ③ 日常保守点検
- ④ 被災の可能性が高い箇所の把握

(4) 下水道施設の応援体制の整備

「下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ」に基づき開催される応援連絡会議において、災害時の応援に関する連絡調整を行うとともに、必要に応じて実施される災害時を想定した訓練及び研修等に参加し、災害時における応援活動の円滑化を図る。

(5) 災害時用の資機材の確保

緊急措置及び応急復旧に必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておく。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておく。

(6) 教育、訓練

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、くらし安心部と連携して、平常時から訓練等を実施する。

第7 農林・畜産の予防対策

市（産業活力再生部）は、次の事項の管理強化について周知指導を行う。

1 農作物関係

- (1) 農業用施設等の管理指導
- (2) 倒伏に関する対策並びに防除用農薬等の備蓄及び防除機具の整備

2 林業関係

- (1) 伐採跡地の植林及び保育管理
- (2) 幼齢木の根踏み指導

3 畜産関係

- (1) 飼料の備蓄についての農家、取扱い団体等に対する指導
- (2) 感染症対策用資材、緊急医療品及び所要器具の整備
- (3) 畜産施設の補強と緊急避難及び保護措置の指導
- (4) 感染症発生予防のための地域感染症対策組織網の強化

第4章 その他の災害予防対策

第1節 危険物等事故予防対策

担当	市	
	関係機関	県、北はりま消防本部
	関係団体	危険物施設等の管理者

第1 危険物の保安対策の実施

消防法別表に定める危険物による災害を予防し、また、災害発生時の被害拡大を防止するため、危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量以上の危険物を貯蔵又は取り扱う施設（以下「危険物製造所等」という。）及び防災関係機関の予防対策を推進する。

1 危険物製造所等

- (1) 危険物製造所等の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、消防法及び消防法に基づく関係規程を遵守するとともに、自己の責任において保安対策を推進し、危険物による災害予防に万全を期する。
- (2) 危険物製造所等の所有者等は、施設規模、取扱危険物の種類等に応じて、危険物の規制に関する政令の定めるところにより、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物施設保安員を選任し、適正な施設管理及び取扱基準を遵守する。
- (3) 危険物製造所等の所有者等は、次の保安対策を実施する。

① 自主保安体制の確立

防災訓練、保安教育等を実施し、防災意識の高揚と防災に関する知識・技術の向上を図り、火災、爆発等の災害発生を防止するための自主保安体制の確立に努める。

また、施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のための必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。この場合において、危険物施設の風水害対策ガイドライン（ver 2）（総務省消防庁通知令和3年3月30日付け消防災第41号・消防危第49号の別添1）を活用する。

② 事業所相互の協力体制の確立

危険物製造所等は、相互に連絡協調して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動に努める。

③ 住民安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する場合は、地域住民に対する安全を図るための施策を講じる。

2 消防機関

- (1) 消防本部は、消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更許可に対する審査及び立入検

査等を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修、移転させるなど、危険物施設の規制を行う。

(2) 消防本部は、監督行政庁の立場から、次の保安対策を実施する。

- ① 危険物施設の把握と防災計画の策定
危険物施設の性質及び数量を把握し、これに対応する的確な防災計画を策定する。
- ② 監督指導の強化
立入検査等を強力に実施して、関係法令を遵守させる。
- ③ 消防体制の強化
各事業所の防災計画作成等自衛消防体制を強化する。
- ④ 防災教育
危険物施設関係者及び危険物取扱作業従事者等に対して、関係法令及び災害防除等について、的確な施設管理・保安教育を行う。

第2 高圧ガスの保安対策の実施

高圧ガスによる災害を予防し、また、災害発生時の被害拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策を推進する。

1 高圧ガス関係事業者

事業者は、災害発生時に冷静にかつ有効な防災活動を実施し、二次災害の発生を防止し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

- (1) 防災組織の確立
防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。
- (2) 連絡広報体制の確立
事業所内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の連絡・広報体制を確立する。
- (3) 緊急動員体制の確立
大規模災害を想定し、防災関係要員の確保のための緊急動員体制を確立する。
- (4) 相互応援体制の確立
大規模災害が発生し、一つの事業所では対応できない場合に備えて、関係事業所及び防災関係機関等の中で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。
- (5) 資機材の整備・点検
 - ① 防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理を行い、市からその内容の報告の依頼等があった場合は協力する。
 - ② 自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。
- (6) 教育・訓練
 - ① 従業員等に対し定期的に保安教育を実施し、高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させ、防災意識の高揚を図る。
 - ② 取り扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟を図る。

2 消防機関

消防本部は、事業所に対して防災資機材等の整備促進及びその管理について指導する。また、報告の協力を求め、提供可能な防災資機材の種類及び数量を把握する。

3 関係機関等

- (1) 関係機関は、高圧ガスにかかる災害が発生した場合に、迅速かつ適切な防災活動が実施できるように定期的に総合防災訓練を実施する。
- (2) 関係団体は、高圧ガスに関する各種講習会を開催し、事業所に対して高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させる。

第3 毒物・劇物の保安対策の実施

毒物又は劇物の保管施設等からの流失等による保健衛生上の危害を防止するための予防対策を推進する。

1 毒物・劇物取扱事業者

台風の接近等により事業所に災害・事故が発生するおそれのあるとき、毒物・劇物取扱事業者は天候の状況に応じた警戒体制を確立する。

(1) 警戒体制の発令

台風の接近、大雨等の各注意報・警報の発令等により事業所が警戒事態となったとき、毒物・劇物取扱事業者は、天候の状況に応じた警戒体制を発令する。

(2) 警戒措置の実施

① 事前調査

河川からの鉄砲水、土砂崩れ等への対応が遅延しないよう、事業所内外の地形等の地域的特性等を事前調査する。

② 警戒実施

警戒体制が発令されたとき、現場巡回等を行うなど天候の状況に応じた警戒措置を実施する。

2 関係機関

関係機関は、次に示す対策を行う。

- (1) 毒物・劇物取扱事業者に対し、常に登録基準等に適合する施設を維持させる。
- (2) 毒物・劇物取扱事業者に対し、毒物又は劇物によって市民の保健衛生上の危害を生ずるおそれがあるときは、直ちに県健康福祉事務所、県警察本部、市、消防本部に届け出させるとともに、危害防止のための応急措置を講じるよう指導する。
- (3) 毒物・劇物を業務上取り扱う者のうち、事業場ごとに届出を要する者（電気めっき事業者、金属熱処理事業者、運送事業者、白あり防除事業者）に対しても同様に指導する。
- (4) 毒物・劇物を業務上取り扱う者のうち、届出を要しない者の実態把握に努めるとともに、文書等により適正な取扱い及び危害防止のための応急の措置を講じるよう指導する。

資料

2-11 危険物施設数一覧

2-12 高圧ガス製造事業所数等一覧

第2節 大規模事故災害予防対策の充実

第1 交通の安全確保

担当	市	くらし安心部
	関係機関	県、北はりま消防本部、西脇警察署、兵庫国道事務所、西日本旅客鉄道株式会社
	関係団体	

1 事業者による安全確保

鉄道、道路交通に関係する事業者は、各交通の安全な運行に努める。

2 交通安全の普及活動

警察署は、広く市民の交通安全の普及・啓発に努めるため「交通安全運動」等を推進し、市（くらし安心部）は、その運動に協力する。

3 安全運転の啓発

警察署は、自動車の運転者及びこれから運転免許を取得しようとする者を含めた運転者教育等の充実に努める。

また、企業・事業者等が交通安全に果たすべき役割と責任を重視し、企業・事業所等の自主的な安全管理対策の推進及び自動車運送事業者等の行う運行管理の充実を図るとともに、交通労働災害の防止等を図るための取組を支援する。

さらに、市（くらし安心部）は、市民が大規模事故に巻き込まれないよう、又は起こさないよう安全運転及び車両の保守管理の啓発を行う。

4 情報の収集・伝達体制の整備

市、消防本部、鉄道事業者、道路管理者等は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・伝達体制の整備を図る。

第2 災害応急活動体制の整備

担当	市	各部
	関係機関	北はりま消防本部、各関係機関
	関係団体	

1 職員の体制

(1) 市（各部）は、災害発生時における職員の体制についてあらかじめ定めておく。

(2) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、鉄道事業者及び道路管理者等は、平常時からそれぞれの機関において実情に応じた職員への非常参集体制の整備を図る。

2 防災関係機関相互の連携体制

- (1) 防災関係機関は、平常時から連携の強化に努める。
- (2) 消防本部は、消防の応援について近隣市町及び県消防相互応援協定等に基づき、消防本部の全県消防機関相互の連携強化に努める。

第3 搜索・救急・救助・医療及び消火活動への備え

担 当	市	福祉部、くらし安心部、西脇病院
	関係機関	県、西脇警察署、北はりま消防本部、自衛隊、日本赤十字社兵庫県支部、兵庫国道事務所、西日本旅客鉄道株式会社
	関係団体	消防団、西脇市多可郡医師会、医療機関

1 搜索活動関係

警察署は、搜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備に努める。

2 救急・救助関係

- (1) 消防本部は、救急車、救助工作車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。
- (2) 消防本部、自衛隊、警察署は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努める。
- (3) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、市との連携の強化に努める。
- (4) 消防本部は、負傷者が同時に多数発生した場合には、集団救急救護計画に基づき対応する。

3 医療活動関係

- (1) 市（福祉部、くらし安心部）、日本赤十字社及び災害拠点病院、災害対応病院等の医療機関は、負傷者が多人数に上る場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄等に努める。
- (2) 消防本部、鉄道事業者、道路管理者は、あらかじめ、次の機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関との連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。
 - ① 鉄道事業者又は道路管理者と医療機関、市、消防本部等
 - ② 市、消防本部と医療機関
 - ③ 医療機関相互
- (3) 消防本部は、平常時から災害拠点病院（災害医療コーディネーター）、災害対応病院との連携に努め、災害時には医療的見地から助言を受けることができるよう連絡体制を整備する。
- (4) 市（福祉部、くらし安心部）は、県が行う初動時における災害対応病院を中心とした災害現場への迅速な救護班派遣体制整備に協力する。
- (5) 消防本部、医療機関、警察署等は、自動車からの危険物等の流出事故など化学物質をは

じめとする様々な物質を想定した行動マニュアルの策定、マニュアルに基づいた訓練を行うとともに、個人的防護装備（ヘルメット、毒ガス用マスク、防護衣、手袋等）、情報伝達用装備（携帯電話、ファクシミリ等）、医療用装備（簡易ストレッチャー、点滴台、救急医薬品、救急医療用具等）等の装備品の必要に応じた備蓄を進める。

4 消火活動関係

- (1) 鉄道事業者は、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防本部との連携の強化に努める。
- (2) 消防本部は、機関相互の連携の強化に努める。

第4 緊急輸送活動等への備え

担 当	市	くらし安心部、建設水道部
	関係機関	県、西脇警察署、北はりま消防本部、兵庫国道事務所、西日本旅客鉄道株式会社
	関係団体	

1 緊急輸送活動への備え

- (1) 市（くらし安心部）は、ヘリコプター臨時離着陸場適地の管理者に対し、あらかじめ災害時における航空輸送への協力を求めておく。
- (2) 警察署、道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の管理体制の整備に努める。
- (3) 警察署は、発災後において交通規制が実施された場合における車両運転手の義務等について周知を図る。
- (4) 鉄道事業者は、公安委員会その他関係機関の協力の下に、事故災害時の応急活動に必要な人員又は応急資機材等の輸送に必要な自動車の整備に努める。

2 危険物等の流出時における防除活動関係

消防本部、道路管理者は、危険物等の流出等に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努める。

3 関係者等への的確な情報伝達活動関係

- (1) 鉄道事業者は、多数の死傷者が生じた場合に、直ちに安否確認情報の提供窓口を設置できるように、体制の整備に努める。
- (2) 市（くらし安心部）は、県とともに発災後の経過に応じて被災者の家族、報道機関等に提供すべき情報について整理しておく。
- (3) 市（くらし安心部）は、大規模事故に関する情報を常に伝達できるように、その体制の整備を図る。

4 復旧への備え

- (1) 鉄道事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ施設、車両の構造図等の資料を整備するよう努める。
- (2) 道路管理者は、施設、整備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。
- (3) 道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくように努める。

第5 雑踏事故の予防

担 当	市	各部、西脇病院
	関係機関	西脇警察署、北はりま消防本部
	関係団体	西脇市多可郡医師会、医療機関、行事等の主催者

1 行事等の主催者の措置

行事等の主催者は次の点に留意して、雑踏事故防止に万全を期す。

- (1) 行事の開催等に当たり、行事内容、雑踏警備に係る体制や緊急時の救急・救命体制等について市（行事等の関係部）、消防本部、警察署、医師会、医療機関等と連絡調整を行う。
- (2) 行事等の規模、内容等に応じて実施計画において次の事項を定める。
 - ① 会場及び周辺の施設の配置等を勘案した警備員等の配置及び警察官、警察署との連絡体制
 - ② 消防本部への連絡及び警備員等による救助等、事故発生時の初動対応並びに救急・救護体制
 - ③ 事故発生時に負傷者を受け入れる医療機関の確保など医師会及び医療機関との協力体制
 - ④ 事故発生直後に第一報を入れるべき機関の一覧及び連絡先
- (3) 行事等の実施計画の内容を十分に検討するとともに、施設管理者、市、消防本部、警察署等に助言等を求めるなど、事故防止に万全を期す。
- (4) 行事等の会場及び周辺の施設等の配置、人出の予想及び周辺の医療機関の状況等から必要と認められる場合は、救護のための場所をあらかじめ確保し、医師会等から協力を得て現地への医療関係者の派遣を受ける。
- (5) 行事等の参加者に雑踏事故の危険性を認識させ、雑踏の中で歩行する際には、主催者、警備員、警察官等の指示に従い、秩序ある行動をとるよう呼びかける。

2 医療機関等の措置

- (1) 医師会は、行事等の主催者から事故発生時に負傷者等を搬送する医療機関、医療関係者の派遣等について協力を求められた場合は、これに協力する。
- (2) 医師会から事故発生時の負傷者等の受入れ、医療関係者の派遣等について協力を求められた医療機関は、行事等の主催者、消防機関等と連絡をとり、これに協力する。

3 警察署の措置

- (1) 事前に行事等の主催者と緊密な連携を保ち、行事等の内容から予想される群集の反応、当該場所の地理的条件（群集が集合し、又は通過する施設、場所及び地域の状況）、群集に対する広報活動の手段、人出の予想等を把握して情勢判断を的確に行い、事故等の防止を図る。
- (2) 行事等の規模及び内容に応じて、必要がある場合は、実施計画の作成段階から主催者等に対し、雑踏警備に関する指導、助言を行うとともに、主催者等で措置できない交通規制その他事故等防止のための措置について定めた雑踏警備計画書を作成し、主催者等の自主警備とも連携し、組織的な警備を行う。

4 消防本部の措置

事故発生に備え、次のとおり警戒体制を構築する。

- (1) 事故発生時の主催者の対応体制について、事前に主催者と調整を行うとともに、必要な警戒体制を確保する。また、指定催しの指定を行う。
- (2) 特に緊急車両の進入路を確認するとともに、必要に応じ、その確保を主催者に要請する。また、行事等が市の境界付近において開催される場合には、隣接消防機関との連携に十分配慮する。
- (3) 医師会、医療機関との連携を図り、行事等の開催される当日の地域内の医療機関の救急体制を確認し、多数の傷病者が発生した場合に、医師の派遣の要請及び隣接地域等を含めた収容医療機関の確保を的確に行うことができるよう努める。
- (4) 行事等の開催中においては、会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動を実施する上で必要な情報を収集し、状況を的確に判断できるよう努める。
- (5) 市への連絡方法を確認する。

5 市の措置

- (1) 主催者等への周知

行事等の関係部は、関係部間で調整を図りながら、雑踏事故の防止等のため行事等の主催者に次の事項について周知徹底に努める。

- ① 行事の開催に当たり、行事内容、事故発生時の対応体制等について、事前に管轄警察署及び消防本部並びに医師会及び医療機関と連絡調整を行う。
- ② 事故が発生した場合には、迅速に管轄の警察署及び消防本部並びに医師会、医療機関にその旨を通報する。

- (2) 広域支援の調整

行事等に関係する部は、行事等の主催者から要請があった場合で、行事等の規模、開催場所等を考慮し、広域支援を行う必要があると判断したときは、行事等の実施計画に関する関係機関の協議の場に参画し、情報伝達体制、広域支援等について助言する。

第3節 原子力等事故災害予防対策の充実

担当	市	くらし安心部、福祉部、西脇病院
	関係機関	北はりま消防本部、関係機関
	関係団体	医師会

第1 救援・救護活動体制の整備

1 消防活動体制の整備

消防本部は、放射性同位元素取扱事業所の立地状況等も踏まえ、次に掲げる消防活動体制の整備に努める。

- (1) 防災資機材（放射線計測資機材、放射線防護資機材を含む。）の整備
- (2) 職員の研修・訓練（放射線計測、放射線防護（除染を含む。）、放射線による影響等に関する研修・訓練を含む。）
- (3) 事業所等の把握

2 緊急時医療体制の整備

市（くらし安心部、福祉部）は、次の区分により、地域内外の緊急時対応可能医療機関（救急疾患と汚染・被ばくを伴う患者の治療を行える施設）を事前に把握するよう努める。
（区分）

- (1) 放射線障害専門病院（重度の内部汚染に対処できる能力を持つ施設）
- (2) 緊急被ばく医療施設
 - ・ 5～6 Gy 以上の全身被ばく患者の治療（緊急被ばく医療、救急医療、皮膚科、造血幹細胞移植専門家が必要）を行える施設
 - ・ 2 Gy 以上の全身被ばく患者の治療を行える施設（無菌室が必要）
 - ・ 汚染（体表面、創傷部）を伴う患者の治療を行える施設

第2 防災関係機関等との連携体制の整備

市（くらし安心部）、消防本部、警察署及び防災関係機関は、応援要請等災害応急対策における連携が図れるよう努める。

第3 原子力災害等に関する学習等の充実

市（くらし安心部）、消防本部及び関係機関は、県の行う市民に対する知識の普及、啓発活動に協力する。